

子家発1001第1号
令和元年10月1日

都 道 府 県
各 指 定 都 市 民生主管部（局）長 殿
児童相談所設置市

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長
（公 印 省 略）

里親希望者が単身、共働き、LGBT等である場合の取扱いについて

児童福祉行政の推進につきましては、平素よりご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

里親制度については、「里親制度の運営について」（平成14年9月5日付け雇児発第0905002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。以下「運営通知」という。）、「里親委託ガイドライン」（平成23年3月30日付け雇児発第0330第9号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。以下「ガイドライン」という。）等により、その制度の運営についてお示ししているところです。

運営通知及びガイドラインでお示ししているように、里親制度は、何らかの事情により家庭での養育が困難又は受けられなくなった子ども等に、温かい愛情と正しい理解を持った家庭環境の下での養育を提供する制度です。また、家庭での生活を通じて、子どもが成長する上で極めて重要な特定の大人との愛着関係の中で養育を行うことにより、子どもの健全な育成を図る有意義な制度です。

近年、里親希望者が単身、共働き、LGBT等（以下「単身等」という。）である場合の取扱いについて御質問をいただくことがあります。運営通知及びガイドラインに沿った里親希望者が単身等である場合の取扱いについて、下記のとおり改めて考え方をまとめていますので、ご留意いただきますようお願いいたします。

なお、この通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

1. 里親希望者が単身等である場合の里親登録又は認定の考え方について

里親登録又は認定については、運営通知等においてお示ししているように、例えば、養育里親であれば、要保護児童の養育についての理解及び熱意並びに児童に対する豊かな愛情を有していること、経済的に困窮していないこと（要保護児童の親族である場合を除く。）、都道府県知事が行う養育里親研修を修了していること、禁錮以上の刑に処せられるなど欠格事由に該当していないことなどが要件とされています。

里親登録又は認定を希望する者が単身等であるか否かにかかわらず、里親の種類に応じた要件に沿って登録又は認定の可否が判断されるべきものですので、その徹底をお願いいたします。

2. 単身等である者を里親家庭として選定する場合の考え方について

里親家庭の選定（マッチング）については、ガイドラインでお示ししているように、委託する子どもとの適合を重視し、里親の年齢、実子の養育経験、これまでの受託経験、幼児への養育が適した里親であるか、発達の遅れや障害等に対応できる里親であるか、また、保護者との対応が可能な里親であるかなど、里親の持つ特性や力量について考慮した上でマッチングを行うべきものです。

子どもの受託を希望する登録里親が単身等であるか否かにかかわらず、この考え方に沿ってマッチングがされるべきものですので、その徹底をお願いいたします。

平成30年度における被措置児童等虐待への各都道府県市等の対応状況について

1 概要

施設職員等による被措置児童等虐待（※1）については、児童福祉法の規定により、都道府県市等が児童本人からの届出や周囲の者からの通告を受けて、調査等の対応を行い、その状況を都道府県知事等が公表することとしている（被措置児童等虐待への届出・通告への対応の流れ及び関係条文は参考1及び参考2を参照）。

今般、69都道府県市（都道府県、20指定都市、2児童相談所設置市）及び3国立施設（平成30年度末現在）を対象に、平成30年度中に届出・通告、事実確認等があった被措置児童等虐待に関する事例に係る各都道府県市等の対応状況等について調査を行い、その結果を取りまとめた。この結果の概要は、以下のとおりであった。

- 平成30年度の全国の被措置児童等虐待の届出・通告受理件数は246件であった。平成30年度に虐待の有無に係る事実確認が行われた事例（平成29年度以前の繰り越し事例を含む）のうち、都道府県市等において虐待の事実が認められた件数は95件であった。
- 虐待の事実が認められた施設等は、「児童養護施設」が50件（52.6%（※2））、「障害児入所施設等」が17件（17.9%）、「里親・ファミリーホーム」が13件（13.7%）、「児童自立支援施設」が5件（5.3%）等であった。
- 虐待の種別・類型は、「身体的虐待」が55件（57.9%）、「性的虐待」が23件（24.2%）、「心理的虐待」が15件（15.8%）、「ネグレクト」が2件（2.1%）であった。
- 虐待を受けた児童の総数は163人であった。児童の性別は、「男子」が103人（63.2%）、「女子」が53人（32.5%）である。就学等の状況は、「中学校等」が49人（30.1%）、「小学校等」が48人（29.4%）、「高等学校等」が33人（20.2%）、「就学前」が22人（13.5%）、「就労・無職等」が2人（1.2%）であった。

※1 「被措置児童等虐待」とは、児童福祉法第33条の10各号に以下のとおり定められている。

- 一 被措置児童等の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 二 被措置児童等にわいせつな行為をすること又は被措置児童等をしてわいせつな行為をさせること。
- 三 被措置児童等の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、同居人若しくは生活を共にする他の児童による前二号又は次号に掲げる行為の放置その他の施設職員等としての養育又は業務を著しく怠ること。
- 四 被措置児童等に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の被措置児童等に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

※2 構成割合の数字は四捨五入したもの。以下同じ。

2 平成30年度における被措置児童等虐待への各都道府県等の対応状況等に係る調査結果

(1) 各都道府県市への届出・通告について

① 届出・通告数

- 平成30年度に都道府県市等で受け付けた児童福祉施設等における被措置児童等虐待に関する届出・通告者総数は271人であり、届出・通告の受理件数は246件であった。
- 届出・通告者の内訳は、「児童本人」が94人（34.7%）、「当該施設・事業所等職員、受託里親」が90人（33.2%）、「家族・親戚」が22人（8.1%）、「学校・教育委員会」が10人（3.7%）等であった。

(単位:人、%)

	児童本人	児童本人以外の 被措置児童等	家族・親戚	当該施設・事業所等 職員、受託里親	当該施設・事業所等 元職員・元受託里親	児童家庭支援 センター	学校・教育委員会	保育所・幼稚園	市町村	児童委員	近隣・知人	医療機関・保健機関	その他	不明(匿名を含む)	合計(*)
人数	94	4	22	90	2	0	10	4	3	0	6	3	23	10	271
割合	34.7	1.5	8.1	33.2	0.7	0.0	3.7	1.5	1.1	0.0	2.2	1.1	8.5	3.7	100.0

※ 1件に対して複数の者から届出・通告のあった事例があり、合計人数は届出・通告受理件数の総数246件と一致しない。

② 届出・通告先

- 届出・通告先別件数では、「児童相談所」が152件（61.8%）、「都道府県市の担当部署」が81件（32.9%）等であった。

(単位:件、%)

	児童相談所	都道府県市の 担当部署	都道府県 児童福祉審議会	都道府県市の 福祉事務所	市町村	合計
件数	152	81	2	1	10	246
割合	61.8	32.9	0.8	0.4	4.1	100.0

(2) 事実確認調査の状況

- 届出・通告のあった事例285件（平成29年度以前からの継続事例39件を含む）のうち、「事実確認を行った事例」は280件、「事実確認を行っていない事例」は5件であった。また、「事実確認を行った事例」の中で「被措置児童等虐待の事実が認められた事例」は95件（33.3%）であった。

(単位:件、%)

	事実確認を行った事例				事実確認を行っていない事例		合計
	虐待の事実が認められた	虐待の事実が認められなかった	虐待の事実の判断に至らなかった	小計	虐待ではなく事実確認調査不要と判断	後日、事実確認調査を予定している等	
件数	95	155	30	280	2	3	285
割合	33.3	54.4	10.5	98.2	0.7	1.1	100.0

(3) 被措置児童等虐待の事実が確認された事例について

都道府県市等が被措置児童等虐待の事実を認めた事例95件の種別等は以下のとおりである。

① 施設等種別

- 施設等種別内訳を見ると、「児童養護施設」が50件（52.6%）、「障害児入所施設等」が17件（17.9%）、「里親・ファミリーホーム」が13件（13.7%）、「児童自立支援施設」が5件（5.3%）等であった。
- 形態別内訳を見ると、児童養護施設50件のうち、ユニットケア（8人以下）の生活形態をとっている施設での事例は、16件であった。

ア 施設等種別内訳

(単位:件、%)

	社会的養護関係施設				里親・ファミリーホーム	障害児入所施設等	児童相談所一時保護所（一時保護委託含む）	合計
	乳児院	児童養護施設	児童心理治療施設	児童自立支援施設				
件数	3	50	3	5	13	17	4	95
割合	3.2	52.6	3.2	5.3	13.7	17.9	4.2	100.0

イ 形態別内訳

(単位:件)

	児童養護施設	児童自立支援施設	児童心理治療施設	障害児入所施設等
20人以上	23	1	3	13
13人～19人	5	0	0	0
12人以下	6	3	0	2
本園内ユニット(8人以下)	10	1	0	0
地域分園型ユニット(8人以下)	6	0	0	0
合計	50	5	3	15 ※

※不詳 1

② 自治体等別

○ 69自治体中、41自治体で虐待の事実が認められた。

(単位:件)

都道府県	届出通告件数	虐待事例数	都道府県	届出通告件数	虐待事例数	都道府県	届出通告件数	虐待事例数
北海道	9	2	三重県	4	0	沖縄県	1	1
青森県	3	0	滋賀県	2	2	札幌市	3	0
岩手県	0	0	京都府	1	0	仙台市	2	1
宮城県	0	0	大阪府	22	5	さいたま市	5	1
秋田県	0	0	兵庫県	5	3	千葉市	1	0
山形県	1	1	奈良県	6	3	横浜市	8	3
福島県	0	0	和歌山県	10	4	川崎市	2	0
茨城県	1	1	鳥取県	2	0	相模原市	2	0
栃木県	6	2	島根県	10	0	新潟市	0	0
群馬県	1	1	岡山県	1	1	静岡市	0	0
埼玉県	2	1	広島県	4	0	浜松市	1	0
千葉県	10	3	山口県	4	1	名古屋市	1	1
東京都	29	10	徳島県	0	0	京都市	2	1
神奈川県	6	2	香川県	0	0	大阪市	19	3
新潟県	2	0	愛媛県	2	0	堺市	3	1
富山県	0	0	高知県	14	5	神戸市	0	0
石川県	0	0	福岡県	3	1	岡山市	4	2
福井県	0	0	佐賀県	6	1	広島市	0	0
山梨県	0	0	長崎県	4	1	北九州市	2	2
長野県	5	2	熊本県	4	2	福岡市	6	2
岐阜県	5	3	大分県	1	1	熊本市	8	6
静岡県	11	3	宮崎県	2	2	横須賀市	0	0
愛知県	7	4	鹿児島県	4	3	金沢市	1	1
						国立	0	0
						合計	280	95

※ 平成30年度に確認等を行った事例の件数(平成29年度以前の届出・通告事例を含む)である。

③ 虐待の種別

○ 被措置児童等虐待の種別は、次のとおりである。なお、1件の事例に対し複数の種別と重複がある場合は主となる虐待種別で計上している。

(単位：件、%)

	身体的虐待	ネグレクト	心理的虐待	性的虐待	合計
件数	55	2	15	23	95
割合	57.9	2.1	15.8	24.2	100.0

④ 被虐待児童の状況

- 被措置児童等虐待の事実が認められた95件の事例について、児童の性別、年齢及び就学等の状況は次のとおりである。なお、1件の事例に対し児童が複数の場合があるため、児童の総数は163人であった。

ア 児童の性別

(単位：人、%)

	男子	女子	不明	合計
人数	103	53	7	163
割合	63.2	32.5	4.3	100.0

イ 児童の年齢

(単位：人、%)

	0～4歳	5～9歳	10～14歳	15歳以上	不明	合計
人数	11	32	63	50	7	163
割合	6.7	19.6	38.7	30.7	4.3	100.0

ウ 児童の就学等の状況

(単位：人、%)

	就学前	小学校等	中学校等	高等学校等	大学・短大等	就労・無職等	不明・その他	合計
人数	22	48	49	33	0	2	9	163
割合	13.5	29.4	30.1	20.2	0.0	1.2	5.5	100.0

⑤ 虐待を行った職員等の状況について

- 被措置児童等虐待の事実が認められた95件の事例について、虐待を行った職員等（里親、ファミリーホーム養育者等を含む。以下同じ。）の年齢及び実務経験年数は、次のとおりである。なお、1件の事例に対し虐待を行った職員等が複数の場合があるため、95件の事例に対し、虐待を行った職員等の総数は103人となっている。
- 自治体からの回答によると、虐待を行った職員等のパーソナリティとして最も多く見られた項目は、「衝動性」、次いで「怒りのコントロール不全」や「養育技術の低さ」が挙げられている。

ア 虐待を行った職員等の年齢

(単位：人、%)

	29歳以下	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	不明	合計
人数	23	23	19	20	10	8	103

割合	22.3	22.3	18.4	19.4	9.7	7.8	100.0
----	------	------	------	------	-----	-----	-------

イ 虐待を行った職員等の実務経験年数

(単位：人、%)

	5年未満	5～9年	10～19年	20～29年	30年以上	その他	合計
人数	42	18	20	4	7	12	103
割合	40.8	17.5	19.4	3.9	6.8	11.7	100.0

ウ 虐待を行った職員等のパーソナリティ (※)

(単位：人)

	衝動性	攻撃性	怒りのコントロール不全	感情の起伏が激しい	養育技術の低さ
あり	43	25	38	26	35
なし	15	20	17	22	22
不明	45	58	48	55	46
合計	103	103	103	103	103

※ 虐待を行った職員等のパーソナリティとして、表上段に掲げる項目が存在するか否かを各自治体に質問したもの。

⑥ 虐待発生の背景

- 被措置児童等虐待の発生した施設の運営・支援体制の状況について「整える必要のある箇所が多い」又は「整える必要のある箇所がある」との回答が最も多い項目は、「特定の職員が子どもを抱え込まないような支援体制が整えられている」で、37件であった。

また、半数の項目で「どちらかというを整えられている」との回答が最も多くなっている。

- 里親・ファミリーホームの支援体制の状況について「なされていなかった」との回答が最も多い項目は、「里親サロンに参加したり、児童相談所、里親会、里親支援機関の支援を受けて、養育がなされていた」で、4件であった。

- 日課の面では「娯楽・テレビの時間」、「就寝時間」が多い。

発生場所については、居室（個室）や居室（ホール等）において多く起こっている。

ア 施設の運営・支援体制の状況

(単位：件)

	整えられている	どちらかという と整えられている	どちらとも 言えない	整える必要の ある箇所が ある	整える必要の ある箇所が 多い	合計
特定の職員が子どもを抱え 込まないような支援体制が 整えられている	9	17	19	28	9	82
施設職員と施設長などが意 思疎通・意見交換を図られ、 施設の風通しが良い	7	23	17	26	9	82
外部からの評価や意見を受 け入れるなど、施設が開か れている	17	29	17	13	6	82
第三者委員の活用がなさ れ、子どもたちにその役割 を周知している	15	26	22	9	10	82
職員が種々の研修に参加し ており、虐待等への認識の 共通化がなされている	18	22	10	27	5	82
スーパーバイズ体制が整え られ、自立支援計画のマネ ジメントを実施している	11	23	18	17	13	82
子どもの意見を汲み上げる 仕組み等が整えられている	24	20	16	18	4	82
自立支援計画策定時の子ど もの意向や意見の確認して いる	18	25	18	16	5	82

イ 里親・ファミリーホームの支援体制の状況

(単位：件)

	なされていた	どちらかというとなされていた	どちらとも言えない	十分でなかった	なされていない	合計
里親等が子どもを抱え込まないような支援体制が整えられている	1	3	6	1	2	13
里親家族内での養育に対する考え方や方針が一致して養育がなされていた	2	0	5	3	3	13
里親サロンに参加したり、児童相談所、里親会、里親支援機関の支援を受けて、養育がなされていた	2	2	5	0	4	13
児童相談所や里親支援機関による家庭訪問や子どもへの面接などが行われ、養育がなされていた	7	2	2	2	0	13
里親等が種々の研修に参加し、虐待等への認識をもって養育がなされていた	3	2	3	2	3	13
里親・ファミリーホーム養育指針や自立支援計画を理解して、養育がなされていた	1	2	5	3	2	13
子どもの意向や意見を把握し理解して養育がなされていた	2	1	5	3	2	13
児童相談所で策定される自立支援計画について里親と子どもが共有して養育がなされていた	1	1	6	3	2	13

ウ 発生時間

時間	件数
0:00～(5:00)	8
5:00～(6:00)	0
6:00～(7:00)	0
7:00～(8:00)	5
8:00～(9:00)	0
9:00～(10:00)	4
10:00～(11:00)	0
11:00～(12:00)	2
12:00～(13:00)	2
13:00～(14:00)	1
14:00～(15:00)	0
15:00～(16:00)	4
16:00～(17:00)	3
17:00～(18:00)	5
18:00～(19:00)	6
19:00～(20:00)	10
20:00～(21:00)	4
21:00～(22:00)	3
22:00～(23:00)	0
23:00～(24:00)	4
合計	61

※回答なし 34

エ 日課

日課	件数
食事時間	9
配膳・後片付けの時間	4
登校から下校までの時間	3
運動・スポーツ時間	1
娯楽・テレビの時間	20
行事・イベント時	1
外出時	3
無断外出時	1
清掃時間	5
自由時間	3
就寝時間	16
合計	66

※回答なし 29

オ 場所

場所	件数
居室(個室)	21
居室(ホール等)	38
調理室(台所)	1
浴室	5
トイレ	2
医務室	0
静養室	1
相談室	1
スタッフルーム(職員室)	4
宿直室	4
施設等内の他の建物	3
施設等内の庭・運動場等	4
施設等の外	4
合計	88

※回答なし 7

⑦ 虐待の期間、回数

- 虐待の期間については、1週間以内の短期の事例は43件(45.3%)であり、虐待の期間が6ヶ月以上の長期にわたった事例は16件(16.8%)であった。
- 虐待の回数については、1回の事例は42件(44.2%)であり、虐待の回数が10回以上にわたる事例は7件(7.4%)であった。

ア 虐待の期間

(単位:件、%)

	1週間以内	1ヶ月以内	1～6ヶ月	6ヶ月以上	不明	合計
件数	43	2	14	16	20	95
割合	45.3	2.1	14.7	16.8	21.1	100.0

イ 虐待の回数

(単位:件、%)

	1回	2回	3回	4回	5回	6回	7回	8回	9回	10回以上	不明	合計
件数	42	5	3	0	1	2	0	0	0	7	35	95
割合	44.2	5.3	3.2	0.0	1.1	2.1	0.0	0.0	0.0	7.4	36.8	100.0

⑧ 検証・改善委員会等の開催状況

- 検証・改善委員会は、95件中35件(36.8%)で設置されている。検証・改善委員会が設置された35件において、学識者をメンバーとしているのは74.3%、医師をメンバーとしているのは45.7%、弁護士をメンバーとしているのは54.3%であった。

ア 検証・改善委員会の設置

(単位:件、%)

	設置している	設置していない	合計
件数	35	60	95
割合	36.8	63.2	100.0

イ 検証・改善委員会の実施主体

(単位:件、%)

	都道府県市	児童福祉審議会	法人又は施設	合計
件数	7	7	21	35
割合	20.0	20.0	60.0	100.0

ウ 検証・改善委員会の開催回数

(単位:件、%)

	1回	2回	3回	4回	5回	6回	7回	8回	9回	10回以上	不明	合計
件数	11	3	3	3	2	2	5	1	0	1	4	35
割合	31.4	8.6	8.6	8.6	5.7	5.7	14.3	2.9	0.0	2.9	11.4	100.0

エ 検証・改善委員会の構成メンバー

(単位:件、%)

	都道府県市職員	当該児童相談所職員	他の児童相談所職員	学識者	医師	弁護士	他の施設の職員	その他の者	回答数
構成メンバー	12	6	3	26	16	19	7	27	35
割合	34.3	17.1	8.6	74.3	45.7	54.3	20.0	77.1	100.0

(4) 虐待発生時の状況(回答のうち主なものの要旨を記載。)

① 施設の体制・里親等への支援体制

- ・職員への指導が日常業務の中での個別指導にとどまっておき、組織的・体系的な指導が行われていなかった。
- ・児童の意見を聴き、処遇の改善につなげる組織的な取組が行われていなかった。
- ・児童への指導について各職員任せになっていた。
- ・夜間の見回りを行っていなかった。
- ・スーパーバイズできる職員がいなかった。
- ・定期的な職員会議が開催されなくなっていた。
- ・ベテラン職員を適切にスーパーバイズできる体制ができていない。
- ・児童がSOSを出せる、児童からのSOSを受け取るなど、児童の権利を守る体制が不十分であった。
- ・児童の訴えに対し、即応できるだけの職員配置がなかった。
- ・職員が複数の業務を担当して多忙になっていた。
- ・研修を受講しても、その内容が職員に浸透していなかった。
- ・経験の浅い職員への指導等が不十分であった。
- ・職員間で児童の情報等を共有する仕組みが機能していなかった。
- ・職員の採用時の研修が不十分であった。
- ・里親の子どもの権利擁護に対する理解が不十分であった。
- ・トラブル発生時の複数対応について職員間で共有されていなかった。
- ・里親が里親会や里親サロンに積極的に参加していなかった。
- ・施設長や管理者（ファミリーホーム）の虐待防止に対する意識が不十分であった。
- ・里親やファミリーホームへの支援が不十分であった。
- ・施設内での職員の相談体制が不十分であった。
- ・夜間の宿直が男性職員のみになることもある体制であった。
- ・児童への対応について、施設としての対応方針が共有されていなかった。
- ・夜間を担当する指導員（非常勤職員）に対する研修が不十分であった。
- ・施設内の研修体系が確立されておらず、各職員の経験に基づいた対応となっていた。
- ・入所児童の現状を踏まえたアセスメントや適切な支援方法についての検討が不十分であった。
- ・組織として被措置児童等虐待や子どもの権利擁護について理解・周知されていたが、具体的な場面において虐待に該当する行為であるとの認識が共有されていなかった。
- ・職員間で自由に意見を言い合える環境が整っておらず、組織としての体制が不十分であった。
- ・職員の勤務状況の管理が不十分であった。

② 職員等

(感情の問題)

- ・児童達に関心がなかった。
- ・児童に対する指導が上手くいかず、児童への仕返しの感情があった。
- ・児童から暴言を吐かれることがあり、養育に悩んでいた。
- ・児童に対する指導が上手くいかず、疲弊していた。

- ・児童に対する指導が上手くいかず、ストレスを感じていた。
- ・児童への指導にあたって、感情のコントロールができなかった。
- ・児童への継続的な指導に対して改善が見られず、焦りがあった。
- ・児童の情緒に巻き込まれてしまい、感情のコントロールができなかった。
- ・業務が上手く進んでいないときは、イライラしていた。
- ・児童に言い返されるとパニックに陥っていた。

(養育姿勢の問題)

- ・職員の性的なモラルが低かった。
- ・子ども達を養育するという姿勢が見られなかった。
- ・児童との距離が近く、線引きができていなかった。
- ・児童相談所からの助言や支援に対して耳を傾けようとしなかった。
- ・児童への理解や指導について、施設長としての専門性が低く、経験も不足していた。
- ・特定の児童に対して厳しい態度をとっていた。
- ・児童が日課から外れないようにと焦りがあり、威圧的な態度をとっていた。
- ・里親が養育の困難さを抱えた際に、支援者へ相談していなかった。
- ・児童の発達段階に応じた適切な指導ができていなかった。
- ・社会的養護の専門職員としての基本的な職業倫理観が欠如していた。
- ・児童の特性への理解が不十分であった。
- ・児童に対する不適切な発言や高圧的な態度など、適切な関わりができていなかった。
- ・業務の遂行にあたって、主体的な姿勢が見られなかった。
- ・職員の被措置児童等虐待に対する認識が低かった。
- ・気軽に助けを求めにくい組織的な風土の中で、自身の業務について自分だけで完結しなければならないという思いがあった。
- ・特別なケアが求められる児童に対して適切な対応ができるスキルが身に付いていなかった。

(5) 虐待の事実が確認された後の法人・施設等の対応（③のみ、里親・ファミリーホームにおける事例を含む。）

① 施設の体制等の改善に向けた対応（重複あり）

（単位：件）

委員会を設置し議論 （検証委員会・再発防止委員会）	権利擁護等の研修への 職員派遣や施設内での 研修を増やし、専門性 の向上を図る	職員会議又はケース検 討会議の回数を増や し、入所児童及び職員 の情報共有を図る	第三者評価又は自己評 価を年度内に複数回行 い、施設運営の改革を 図る	S V体制等の施設内の チームアプローチ態勢 を整える
33	81	66	36	60
子どもの意見を汲みあ げる仕組みを工夫する	職員の配置換え、入れ 替え、異動等を行う	職員のストレス等の状 況調査を行う	職員の勤務体制の改善 を行う	
59	47	27	47	

② 虐待を行った職員への法人・施設等の対応（重複あり）

（単位：件）

各種研修への 参加	S V等の指導 体制の充実	厳重注意	配置転換	継続的な 面接	被害児童 との関係 再構築	心理治療等
44	29	48	30	18	14	8
勤務負担の 軽減	処分せず	戒告処分	減給処分	停職処分	免職処分	
14	27	3	0	8	16	

③ 被害児童・保護者への対応状況

虐待と認められた事例のうち、被害児童・保護者のどちらに対しても、対応していない事例が12事例あった。

（単位：件）

	加害職員が対応	施設長が対応	加害職員・施設長以外の 職員（児相を含む）が対応	対応していない	被害児童、保護者 のどちらに対 しても対応して いない事例
被害児童	29	34	63	16	12
保護者	18	39	53	29	

④ 具体的対応例（回答のうち主なものの要旨を記載）

【職員、体制面への対応】

（検証委員会、再発防止委員会等の設置、ケース会議等）

- ・園における養育の基本、考え方を示す擁護理念を制定。
- ・再発防止委員会を設置し、原因究明、再発防止のための研修計画を作成、「虐待防止対応マニュアル」を作成、チェックリストやヒヤリハットの運用方法の見直しを実施。
- ・弁護士を法律顧問として委託し、児童の権利擁護の視点から法的な助言を受け、再発防止の取組を実施。

- ・外部委員を入れた検証委員会、施設運営改善会議等を設置し、現状把握や検証を行い、再発防止策等について検討。
- ・サービス向上委員会（虐待防止委員会）を定例化。
- ・被措置児童虐待に関する事例検討会を定期的実施。
- ・外部委員を含めるなど、ケース会議を充実。

（S V体制、職員支援体制、自己点検等）

- ・ヒヤリハットを集計し、毎月検討会を実施。
- ・職員のメンタルケアを定期的実施。
- ・全職員にアンケート調査を実施し、支援の振り返り等を実施。
- ・職員へのストレスチェックを実施。
- ・職員による自己点検を実施し、その結果について施設長が確認し助言等を実施。
- ・外部の専門家からスーパーバイズを受ける体制を整備。
- ・施設長による職員との個別面談を定期的実施。

（勤務体制、リスクマネジメント等）

- ・防犯カメラの設置、夜間の見回りを実施。
- ・死角となるところを点検し、意識的に巡回を実施。
- ・児童の問題行動発生時の複数人対応を徹底。
- ・日常の申し送り（引継）において、事務的な連絡だけではなく、起こりうる事案について想定し職員の具体的な動きまで確認。
- ・職員の業務を見直し、児童と向き合う時間を確保。
- ・夜間も含め、職員が一人で勤務することがないよう勤務体制を調整。

（研修体制等）

- ・職層別研修を実施。
- ・新任職員向けマニュアルを整備。
- ・先進的な取組を実施している施設への職員派遣研修を実施。
- ・地域の小中学校と協働して性（生）教育の研修を実施。
- ・職員の外部研修への積極的な参加を促進、外部の有識者等による内部研修を実施。
- ・職員間で相談しやすい環境を整えるため、グループワーク形式の研修を実施。
- ・児童との関わりにおける具体的な事例について、ロールプレイを導入した実践的な研修を実施。

（記録、自立支援計画、マニュアル等の整備）

- ・各種マニュアルについて、定期的な点検と見直しを実施。
- ・施設長と職員が個別面談を実施した際の記録簿を整備。
- ・子どものアセスメントを再度実施し、支援方針の見直しを実施。
- ・電子化された児童の記録を活用して、職員間で児童の情報を共有。
- ・被措置児童等虐待に関するマニュアルを整備。

【児童、保護者等への対応】

- ・意見箱の設置や増設。

- ・子どもの権利ノートの内容について、個別（1対1）に読み合わせをして改めて子どもたちに周知。
- ・すべての児童に対してヒアリングを実施。
- ・職員と児童が話し合う時間を定期的に確保。
- ・再発防止策について、保護者会に報告。
- ・施設長から施設内の児童に事案について説明。

(6) 虐待の事実が確認された後の自治体等の対応（回答のうち主なものの要旨を記載。里親・ファミリーホームにおける事例への対応も含む。）

【職員、体制面への対応】

（改善状況の確認等）

- ・本庁所管課職員による施設職員へのヒアリング調査、児童相談所職員による児童へのヒアリング調査を実施。
- ・児童相談所として分析した課題と改善案について施設へ助言。
- ・施設の全職員に対するヒアリング調査を実施。
- ・改善報告書の内容を確認するため、施設長へのヒアリング及び実地調査を実施。
- ・再発防止策の実施について、指導監査及びフォローアップ調査により確認。

（S V体制、職員支援体制の整備等）

- ・児童相談所職員と施設職員による定期的な話し合い及び子どもとの面接を徹底。
- ・里親支援体制を強化し、未委託里親及び委託中の里親のフォローアップ体制を充実。
- ・里親委託のマッチングについて、アセスメントを強化。
- ・児童相談所職員がケース会議に参加するなどして、情報交換や助言を実施。

（研修等）

- ・被措置児童等虐待や権利擁護について研修等の場で周知。
- ・虐待防止アドバイザーの派遣や児童相談所職員による研修の実施。
- ・児童相談所職員と施設職員の合同研修を実施し、自立支援計画の見直し等における連携を強化。
- ・里親に対する研修の充実。
- ・被措置児童等虐待や子どもの権利擁護に関する研修を実施。
- ・里親向けの研修において、被措置児童等虐待に関する講義を実施。

（その他）

- ・運営法人に対する特別監査を実施。
- ・具体的な再発防止策等を記載した通知を施設等に発出。

【児童、保護者等への対応】

- ・児童相談所による全児童への面接により、被害状況を確認するとともに、心理面談の実施等、必要なケアを実施。
- ・児童相談所職員が、被害児童と面接を行い、現在の心境や今後の援助に対する要望等を聴取。

3. 各都道府県市の体制整備状況

- 自治体独自の被措置児童等虐待対応のマニュアル、業務指針、対応フロー図等の作成を行っている自治体は56（81.2％）であり、行っていない自治体は13（18.8％）であった。
- 自治体職員（児童相談所職員）への被措置児童等虐待防止に関する研修の実施は、研修をしている自治体は33（47.8％）であり、していない自治体は36（52.2％）であった。
- 地域住民に対し制度及び窓口についての周知をしている自治体は33（47.8％）であり、していない自治体は36（52.2％）であった。
- 施設・里親に対し制度及び窓口についての周知をしている自治体は65（94.2％）であり、していない自治体は4（5.8％）であった。
- 措置されている児童等に対する被措置児童等虐待の周知方法については、児童相談所職員が入所措置時に児童に対し配付する「権利ノート」等を活用している自治体が62（89.9％）であった。
- 被措置児童等が虐待の届出を行う手段についての案内状況では、事前に切手を貼らずに送れるハガキを児童に渡している自治体が43（62.3％）、連絡先の電話番号を教えている自治体が64（92.8％）、意見箱を設置している自治体が39（56.5％）、第三者委員の連絡先を教えている自治体が23（33.3％）、定期的なアンケートをとっている自治体が7（10.1％）であった。
- 休日・夜間における被措置児童等を対象とした電話相談を実施している自治体は、40（58.0％）であり、実施していない自治体は29（42.0％）であった。
- 自治体の施設等に対する指導監査における被措置児童等虐待に関する項目に「権利擁護に関する研修を行っているか」という項目を入れている自治体が、49（71.0％）であった。

	69 都道府県市の体制整備状況	整備している自治体数	整備していない自治体数
1	自治体独自の被措置児童等虐待対応のマニュアル、業務指針、対応フロー図等の作成の有無	56	13
2	自治体職員（児童相談所職員）への被措置児童等虐待防止に関する研修の実施	33	36
3	地域住民への制度及び窓口についての周知	33	36
4	施設・里親への周知	65	4
5	被措置児童等本人への被措置児童等虐待について周知	69	0
①	児童相談所職員が権利ノートを活用して周知	62	
②	児童相談所職員が入所前に周知	62	
③	児童相談所職員が入所後に施設等を訪問し、入所児童に周知	52	
④	入所後に、施設職員・里親等が入所児童に周知	54	
⑤	掲示物等で周知	21	
⑥	その他	7	
6	被措置児童等が虐待の届出を行う手段についての自治体の案内状況		
①	事前に切手を貼らずに送れるハガキを児童に渡す	43	
②	届出先の電話番号を教える	64	
③	意見箱の設置	39	
④	第三者委員の連絡先を教える	23	
⑤	定期的なアンケート	7	
⑥	その他	6	
7	休日・夜間における被措置児童等を対象とした電話相談の実施	40	29
8	自治体の行う指導監査における被措置児童等虐待に関する項目の有無		
①	児童へ被措置児童等虐待に関する周知を行っているか	37	
②	児童へ施設等生活に関するアンケートを行っているか	8	
③	児童へ施設等生活に関するヒアリングを行っているか	23	
④	権利擁護に関する職員研修を行っているか	49	
⑤	その他	16	

(別紙) 虐待として報告のあった事案 (例)

1. 身体的虐待

【乳児院】

- ・嫌という意思を示す児童に対し、食事を取り上げて背中を押して椅子から突き落とした。
- ・いたずらをした児童に対し、施設長が堅い床に正座をさせたまま指導を続けた。
- ・布団から泣きながら出てきた児童を片手で持ち上げて、うつ伏せの状態です布団に戻し後頭部を軽く2回叩いた。

【児童養護施設】

- ・児童を注意する際に、よく話を聞いてもらうために両手で顔を「ペチン」と挟んだ。
- ・他児をからかった複数の児童に対して、モップを足に挟ませて15分程度正座させた。
- ・児童に話を聞かせるために、腕を強く引っ張って座らせて、両手で強く頬を挟んで前を向かせる等の行為を行った。
- ・注意に反発する児童による暴力や暴言に対し、職員が児童に馬乗りになり右腕を複数回強く叩き返した。
- ・暴力を振るってきた児童の足や腕などを叩き返した。
- ・注意に反発する児童を立たせようとして、Tシャツの襟首を掴んだ。
- ・職員による注意に顔を背けていた児童に対し、職員の方に向かせようとしてネックウォーマーを引っ張った。
- ・注意に反発する児童に腹を立てた職員が、児童の胸ぐらを掴み投げ落とした。
- ・児童をベッドから起こそうとしたが激しい抵抗にあったため、もみ合いになった。
- ・職員の指導に反発した児童を居室に連れ戻すために、腕を掴んで背中まで回した。
- ・他児とトラブルを起こした児童に対し、腕を引っ張って引き寄せ、頭を数回叩いた。
- ・注意を聞かない児童の左太ももを叩いた。
- ・児童の暴言を受けて感情的になり、左頬を平手打ちした。
- ・何度も指導したが改善が見られなかったため、襟元を掴んで床に押しつけた。
- ・児童の頭を叩いた。
- ・指導に従わない児童の足を叩いた。
- ・指導の際に、毛髪や耳を引っ張ったり、蹴ったりした。
- ・他児を後ろから突き飛ばしケガを負わせた児童に反省が見られなかったため、後ろから首を掴み顔を床の方向に押しつけた。
- ・夕飯は要らないと申し出た児童が食卓にパンを持って来て食べようとしたので「夕飯要らないと言ったよね。」と言ったところ、児童が椅子を乱暴に扱うなどして自室に戻ろうとしたため、児童の肩を手で押して壁とテレビの間に押し付けるような格好となった。
- ・児童が施錠していた扉をマスターキーで開錠し開けようとしたところ、児童が閉めようとしたため扉を蹴り開けて室内に踏み込み、児童を怒鳴り、頭を押すなどした。
- ・学習室で落ち着きのない児童を注意した際、児童の足が机にぶつかって出た大きな音を児童が机を蹴ったと勘違いして、児童の後頭部を殴打した。
- ・他児と喧嘩していた児童の興奮が収まらないため、感情的になって投げた箸が児童に当たった。

- ・職員による注意を無視して遊び続けていた児童の両肩を抱えるように外（テラス）に出すと、児童は勢い余って転倒し怪我をした。
- ・散歩中に複数の児童が職員の注意を聞かず危険な場所に立ち入ろうとしたため、危険な行為であることや心配したことを伝える際に児童の右頬を平手打ちをした。
- ・年少児童の頭を叩いたことに対する注意に反論したため、叩かれたら痛いことを理解させようとして児童の頭を平手で叩いた。

【児童心理治療施設】

- ・職員に対して執拗に叩きに来ていた児童を止めようとして手首を強く掴んだ。

【児童自立支援施設】

- ・指導中に距離を詰めてきた児童に対し、胸ぐらを掴んで押した。
- ・指導に対して不服そうな態度をとった児童と口論になり、腹部を殴った。
- ・無断外出を繰り返していた児童に対し、胸ぐらを掴み、上に跨がって長時間叱責した。

【里親】

- ・カーテンに火をつける等の行動をとった児童を叱る際に叩いた。
- ・注意に反発した児童の顔を殴った。
- ・継続的に児童を叩いていた。
- ・遊んでもらうことを待てなかった児童の「馬鹿」という発言に対し、感情的になって空き缶を投げた。
- ・傘を壊して帰ってきた児童が何度聞いても理由を言わないことに腹を立て、傘の柄で児童の頭や顔を叩いた。
- ・家の手伝いをしない等の理由で、児童を平手で叩いた。
- ・注意に反発して左腰付近を蹴った児童に対し、拳で顎を殴打した。
- ・里母が、児童と里父との性的な関係を疑い、児童の髪を引っ張って突き飛ばした。
- ・児童の喫煙を巡り、里親が児童の胸ぐらを掴んで3、4発平手打ちをした。
- ・児童の額、股など身体に複数の痣が何度も確認された。

【障害児入所施設】

- ・職員が児童に注意をしていたが、児童が何も話さなくなったので両手で児童の両頬を引っ張った。
- ・何度も指導したが改善が見られなかったため、頬を平手で叩く等の行為を行った。
- ・他児の車椅子での移動を遮るように横たわっていた児童に対し、「邪魔」と発言して、両手がふさがっていたため自身の足で児童の足を押し避けた。
- ・児童のトラブルを収めようと介入したが、言うことを聞かなかったので手で顔面を叩いた。
- ・風呂場で暴れた児童から、自分の身を守るため平手打ちをした。
- ・児童をトイレに座らせたが排尿せず、その後尿をかけられたため頭を叩いた。
- ・飛び出しを防ぐため、児童を引っ張った。
- ・夜中に大声を出した児童の声を抑えるため、布団を被せて10分程度押さえた。
- ・職員の思うとおりに児童が行動しなかったため、手の甲を叩いたり、つねったり、物を投げつけたりし

た。

- 必要な手続きをしないまま、居室の施錠やつなぎ服、ミトンの使用といった身体を拘束するような行為を行っていた。

【児童相談所一時保護所】

- 職員の指示に従わず抵抗した児童の頭を平手で叩いた。
- 注意をした児童と言い争いになり、右太ももに膝蹴りをした。
- 児童と言い合いになり、臀部と背中を蹴った。

2. ネグレクト

【障害児入所施設】

- 複数の児童が特定の職員の夜勤時を狙い言葉や暴力で脅す等の行為について、施設長等が改善できなかった。
- 複数の児童に日常的に暴力を振るっていた児童に対し、指導を行っていたが、施設長は状況を改善することができなかった。

3. 心理的虐待

【児童養護施設】

- 児童に対し日常的に無視や自尊心を傷つけるような言動を繰り返していた。
- 職員が児童に対し日常的に怒鳴っていた。
- 児童に対しおやつを与えない、おもちゃやゲームを取り上げる等の行為を日常的に行っていた。
- 注意に反発する児童と口論になり、寮舎入口を施錠して児童を締め出した。
- 児童に注意をしたところ、睨みつけて気を悪くする発言をされたので感情的になり箒を折った。
- 容姿などの身体的特徴を捉えて、児童を傷つける発言をした。
- 掃除をせずに他児にかまっていた児童を壁際に立たせ、激しい口調と大声で叱責した。
- 注意をしても危ない行為をエスカレートさせる児童（幼児）に対して、危ない行為であることを伝えるために、児童を抱き上げて高所から顔を出させた。
- トラブルを起こした児童二人を静養室に連れて行き、感情的になった職員が壁を拳で殴り叱責した。

【児童心理治療施設】

- 余暇時間にゲームをしている際に、じゃれ合いのつもりで児童に「殺すぞ」、「死ぬ」等の発言をした。

【児童自立支援施設】

- 施設内のごみ集積場で厳しく指導する等、児童への言葉や態度による脅かしを繰り返していた。

【ファミリーホーム】

- ファミリーホームの同居人が児童に対し、「大人に対して偉そうにしません。偉そうにしたら3日間ゲーム禁止。」などと記載したボードを首にかけて生活させていた。

【障害児入所施設】

- ・嘔吐と体の震えが止まらない状態で「死んだ方がいい」と繰り返し発言していた児童に対し、職員が「死ぬ」と言った。
- ・指導に従わない児童に対し、副園長が大声で荒い言葉を使って叱責した。

【児童相談所一時保護所】

- ・職員が大きな音が出るようにドアを開閉したり、児童に「てめえ」と複数回言ったりした。

4. 性的虐待

【児童養護施設】

- ・朝起きてこない児童の居室に入室して、布団をめくって足をくすぐったり、脇腹をつついたりした。
- ・施設内の個室等で、児童にキスをするなどの行為を繰り返していた。
- ・夜勤時に夜遅くまで児童の悩みを聞いているうちに性的関係に至り、その後は夜勤の度に施設内の休憩室等で性行為に及んでいた。
- ・職員が複数回児童を自宅に誘い、性交渉を行った。
- ・児童と性的な関係を持ち、服を着ていない写真をデジカメ等で撮影した。
- ・脱衣所において、洗濯かごに隠していた携帯電話で児童の脱衣場面を複数回撮影した。
- ・宿直勤務をしていた職員が、児童の居室に入り、寝ている児童の下着の中に手を入れて胸と性器を直接手で触った。
- ・児童に対して、キスをする、胸や性器を触る、自身の性器を触らせる等の行為を行った。
- ・スキンシップという認識で、児童の脇をつついたり、尻をつついたりする等の行為を行った。
- ・入浴後に脱衣所から出た児童に抱きついてキスをした。
- ・職員と児童が恋愛関係に発展し性的な関係を持つようになり、施設外（ラブホテル）や施設内（職員が住んでいる部屋、児童の居室）で複数回性行為が行われていた。
- ・施設内の指導員室で児童の性器を舐めたり、自身の性器を舐めさせたりする等のわいせつな行為を行った。
- ・脱衣所にカメラが内蔵されたティッシュケースを入れた洗濯かごを設置し、児童の着替えを盗撮した。
- ・深夜に、施設内の宿直室や静養室において児童と身体的な関係を持った。
- ・宿直勤務時に、職員室において遊びの延長で服の上から児童のブラジャーのホックを外した。
- ・宿直時に児童の居室に来て手足を揉んだり、服の上から胸や性器を触った。

【児童心理治療施設】

- ・児童からの悩みの相談を端緒とし、職員の宿直時に児童が宿直室を訪ね二人きりで会うようになり、身体接触や性器への接触が行われていた。

【児童自立支援施設】

- ・夜勤時に児童の居室に入りタオルケットをかけ直す際に、間接的に児童の性器に触れた。

【里親】

- ・里親家庭にボランティアとして関わっていた男性が、スマートフォンでわいせつな動画を児童に見せた。

【ファミリーホーム】

- ・ファミリーホームの同居人が、車中で自身の性器を着衣の上から児童に触らせたり、ホームの一室で児童の性器に触れる等の行為を行った。

【障害児入所施設】

- ・夜勤時に児童の居室でズボンやパンツを脱がし性器を触るなどの行為を行った。
- ・児童を注意したり、児童とふざけたりする際に、児童の股間を触ったり握ったりした。

【指定発達支援医療機関】

- ・一時保護委託中の病院の病室において、夜勤中の准看護師と児童が性交渉を行った。

参考1 過去の集計結果

被措置児童等虐待届出等制度の実施状況(平成21年度～30年度)

○届出・通告者

(単位:件、[]%)

	児童本人	児童本人以外の 被措置児童等	家族・親戚	当該施設・事業所等 職員、受託里親	当該施設・事業所等 元職員・元受託里親	学校	保育所・幼稚園	市町村	近隣・知人	医療機関・保健機関	その他	不明(匿名を含む)	合計
21年度	90 [34.9]	30 [11.6]	23 [8.9]	67 [26.0]	5 [1.9]	1 [0.4]	1 [0.4]	3 [1.2]	9 [3.5]	1 [0.4]	16 [6.2]	12 [4.7]	258 [100.0]
22年度	46 [24.7]	26 [14.0]	25 [13.4]	48 [25.8]	3 [1.6]	6 [3.2]	0 [0.0]	3 [1.6]	9 [4.8]	3 [1.6]	13 [7.0]	4 [2.2]	186 [100.0]
23年度	64 [31.5]	13 [6.4]	25 [12.3]	51 [25.1]	1 [0.5]	5 [2.5]	3 [1.5]	3 [1.5]	15 [7.4]	1 [0.5]	16 [7.9]	6 [3.0]	203 [100.0]
24年度	81 [36.7]	4 [1.8]	22 [10.0]	75 [33.9]	4 [1.8]	1 [0.5]	1 [0.5]	1 [0.5]	6 [2.7]	1 [0.5]	16 [7.2]	9 [4.1]	221 [100.0]
25年度	96 [32.3]	12 [4.0]	27 [9.1]	104 [35.0]	3 [1.0]	6 [2.0]	2 [0.7]	1 [0.3]	6 [2.0]	4 [1.3]	21 [7.1]	15 [5.1]	297 [100.0]
26年度	44 [19.5]	9 [4.0]	17 [7.5]	93 [41.2]	13 [5.8]	4 [1.8]	0 [0.0]	3 [1.3]	9 [4.0]	3 [1.3]	23 [10.2]	8 [3.5]	226 [100.0]
27年度	59 [24.6]	7 [2.9]	33 [13.8]	93 [38.8]	6 [2.5]	7 [2.9]	2 [0.8]	3 [1.3]	2 [0.8]	4 [1.7]	11 [4.6]	13 [5.4]	240 [100.0]
28年度	71 [26.6]	18 [6.7]	29 [10.9]	102 [38.2]	4 [1.5]	3 [1.1]	0 [0.0]	0 [0.0]	5 [1.9]	4 [1.5]	19 [7.1]	12 [4.5]	267 [100.0]
29年度	90 [30.8]	18 [6.2]	28 [9.6]	109 [37.3]	3 [1.0]	5 [1.7]	2 [0.7]	0 [0.0]	6 [2.1]	4 [1.4]	21 [7.2]	6 [2.1]	292 [100.0]
30年度	94 [34.7]	4 [1.5]	22 [8.1]	90 [33.2]	2 [0.7]	10 [3.7]	4 [1.5]	3 [1.1]	6 [2.2]	3 [1.1]	23 [8.5]	10 [3.7]	271 [100.0]

※1件に対して複数の者から届出・通告のあった事例もあるため、合計人数は届出・通告受理件数総数と一致しない。

※届出・通告受理件数総数 21年度:214件、22年度:176件、23年度:193件、24年度:214件、25年度:288件、26年度:220件、27年度:233件、28年度:254件、29年度:277件

○事実確認の状況

(単位:件、[%])

	事実確認を行った事例				事実確認を行っていない事例		合計
	虐待の事実が認められた	虐待の事実が認められなかった	虐待の事実の判断に至らなかった	小計	虐待ではなく事実確認調査不要と判断	後日、事実確認調査を予定している等	
21年度	59 [27.6]	121 [56.5]	18 [8.4]	198 [92.5]	8 [3.7]	8 [3.7]	214 [100.0]
22年度	39 [22.2]	113 [64.2]	13 [7.4]	165 [93.8]	11 [6.3]	0 [0.0]	176 [100.0]
23年度	46 [22.3]	136 [66.0]	24 [11.7]	206 [100.0]	0 [0.0]	0 [0.0]	206 [100.0]
24年度	71 [32.1]	124 [56.1]	24 [10.9]	219 [99.1]	1 [0.5]	1 [0.5]	221 [100.1]
25年度	87 [29.0]	185 [61.7]	21 [7.0]	293 [97.7]	3 [1.0]	4 [1.3]	300 [100.0]
26年度	62 [27.4]	139 [61.5]	25 [11.1]	226 [100.0]	0 [0.0]	0 [0.0]	226 [100.0]
27年度	83 [34.7]	128 [53.6]	26 [10.9]	237 [99.2]	0 [0.0]	2 [0.8]	239 [100.0]
28年度	87 [32.1]	150 [55.4]	32 [11.8]	269 [99.3]	0 [0.0]	2 [0.7]	271 [100.0]
29年度	99 [32.9]	154 [51.2]	34 [11.3]	287 [95.3]	5 [1.7]	9 [3.0]	301 [100.0]
30年度	95 [33.3]	155 [54.4]	30 [10.5]	280 [98.2]	2 [0.7]	3 [1.1]	285 [100.0]

○被措置児童等虐待の事実が確認された事例の施設等の種別

(単位:件、[]%)

	社会的養護関係施設				ファミリーホーム 里親	障害児施設等 (障害児通所 支援事業含む)	(一時保護委託含む) 児童相談所 一時保護所	合計
	乳児院	児童養護施設	児童心理 治療施設	児童自立 支援施設				
21年度	2 [3.4]	29 [49.2]	2 [3.4]	9 [15.3]	9 [15.3]	4 [6.8]	4 [6.8]	59 [100.0]
22年度	0 [0.0]	27 [69.2]	0 [0.0]	1 [2.6]	8 [20.5]	1 [2.6]	2 [5.1]	39 [100.0]
23年度	1 [2.2]	28 [60.9]	0 [0.0]	4 [8.7]	6 [13.0]	4 [8.7]	3 [6.5]	46 [100.0]
24年度	1 [1.4]	51 [71.8]	0 [0.0]	4 [5.6]	7 [9.9]	7 [9.9]	1 [1.4]	71 [100.0]
25年度	0 [0.0]	49 [56.3]	2 [2.3]	11 [12.6]	13 [14.9]	11 [12.6]	1 [1.1]	87 [100.0]
26年度	0 [0.0]	38 [61.3]	0 [0.0]	4 [6.5]	8 [12.9]	10 [16.1]	2 [3.2]	62 [100.0]
27年度	5 [6.0]	40 [48.2]	1 [1.2]	8 [9.6]	11 [13.3]	15 [18.1]	3 [3.6]	83 [100.0]
28年度	0 [0.0]	53 [60.9]	2 [2.3]	5 [5.7]	13 [14.9]	6 [6.9]	8 [9.2]	87 [100.0]
29年度	1 [1.0]	64 [64.6]	0 [0.0]	8 [8.1]	12 [12.1]	10 [10.1]	4 [4.0]	99 [100.0]
30年度	3 [3.2]	50 [52.6]	3 [3.2]	5 [5.3]	13 [13.7]	17 [17.9]	4 [4.2]	95 [100.0]

○虐待の種別・類型

(単位:件、[%])

	身体的虐待	ネグレクト	心理的虐待	性的虐待	合計
21年度	41 [69.5]	4 [6.8]	7 [11.9]	7 [11.9]	59 [100.0]
22年度	23 [59.0]	3 [7.7]	4 [10.3]	9 [23.1]	39 [100.0]
23年度	37 [80.4]	2 [4.3]	6 [13.0]	1 [2.2]	46 [100.0]
24年度	45 [63.4]	3 [4.2]	10 [14.1]	13 [18.3]	71 [100.0]
25年度	55 [63.2]	2 [2.3]	17 [19.5]	13 [14.9]	87 [100.0]
26年度	34 [54.8]	5 [8.1]	8 [12.9]	15 [24.2]	62 [100.0]
27年度	49 [59.0]	2 [2.4]	18 [21.7]	14 [16.9]	83 [100.0]
28年度	52 [59.8]	4 [4.6]	16 [18.4]	15 [17.2]	87 [100.0]
29年度	56 [56.6]	3 [3.0]	17 [17.2]	23 [23.2]	99 [100.0]
30年度	55 [57.9]	2 [2.1]	15 [15.8]	23 [24.2]	95 [100.0]

参考2 関係条文

児童福祉法（昭和22年法律第164号）〈抄〉

（被措置児童等虐待）

第33条の10 この法律で、被措置児童等虐待とは、小規模住居型児童養育事業に従事する者、里親若しくはその同居人、乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の長、その職員その他の従業者、指定発達支援医療機関の管理者その他の従業者、第12条の4に規定する児童を一時保護する施設を設けている児童相談所の所長、当該施設の職員その他の従業者又は第33条第1項若しくは第2項の委託を受けて児童の一時保護を行う業務に従事する者（以下「施設職員等」と総称する。）が、委託された児童、入所する児童又は一時保護が行われた児童（以下「被措置児童等」という。）について行う次に掲げる行為をいう。

- 一 被措置児童等の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 二 被措置児童等にわいせつな行為をすること又は被措置児童等をしてわいせつな行為をさせること。
- 三 被措置児童等の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、同居人若しくは生活を共にする他の児童による前2号又は次号に掲げる行為の放置その他の施設職員等としての養育又は業務を著しく怠ること。
- 四 被措置児童等に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の被措置児童等に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

（施設職員等の禁止行為）

第33条の11 施設職員等は、被措置児童等虐待その他被措置児童等の心身に有害な影響を及ぼす行為をしてはならない。

（通告）

第33条の12 被措置児童等虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを都道府県の設置する福祉事務所、児童相談所、第33条の14第1項若しくは第2項に規定する措置を講ずる権限を有する都道府県の行政機関（以下この節において「都道府県の行政機関」という。）、都道府県児童福祉審議会若しくは市町村又は児童委員を介して、都道府県の設置する福祉事務所、児童相談所、都道府県の行政機関、都道府県児童福祉審議会若しくは市町村に通告しなければならない。

- 2 被措置児童等虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、当該被措置児童等虐待を受けたと思われる児童が、児童虐待の防止等に関する法律第2条に規定する児童虐待を受けたと思われる児童にも該当する場合において、前項の規定による通告をしたときは、同法第六条第一項の規定による通告をすることを要しない。
- 3 被措置児童等は、被措置児童等虐待を受けたときは、その旨を児童相談所、都道府県の行政機関又は都道府県児童福祉審議会に届け出ることができる。
- 4 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通告（虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。）をすることを妨げるも

のと解釈してはならない。

- 5 施設職員等は、第1項の規定による通告をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

(秘密保持義務)

第33条の13 都道府県の設置する福祉事務所、児童相談所、都道府県の行政機関、都道府県児童福祉審議会又は市町村が前条第1項の規定による通告又は同条第3項の規定による届出を受けた場合においては、当該通告若しくは届出を受けた都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所の所長、所員その他の職員、都道府県の行政機関若しくは市町村の職員、都道府県児童福祉審議会の委員若しくは臨時委員又は当該通告を仲介した児童委員は、その職務上知り得た事項であつて当該通告又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

(被措置児童等の状況把握等)

第33条の14 都道府県は、第33条の12第1項の規定による通告、同条第3項の規定による届出若しくは第3項若しくは次条第1項の規定による通知を受けたとき又は相談に応じた児童について必要があると認めるときは、速やかに、当該被措置児童等の状況の把握その他当該通告、届出、通知又は相談に係る事実について確認するための措置を講ずるものとする。

- ② 都道府県は、前項に規定する措置を講じた場合において、必要があると認めるときは、小規模住居型児童養育事業、里親、乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、指定発達支援医療機関、第12条の4に規定する児童を一時保護する施設又は第33条第1項若しくは第1項の委託を受けて一時保護を行う者における事業若しくは業務の適正な運営又は適切な養育を確保することにより、当該通告、届出、通知又は相談に係る被措置児童等に対する被措置児童等虐待の防止並びに当該被措置児童等及び当該被措置児童等と生活を共にする他の被措置児童等の保護を図るため、適切な措置を講ずるものとする。
- ③ 都道府県の設置する福祉事務所、児童相談所又は市町村が第33条の12第1項の規定による通告若しくは同条第1項の規定による届出を受けたとき、又は児童虐待の防止等に関する法律に基づく措置を講じた場合において、第一項の措置が必要であると認めるときは、都道府県の設置する福祉事務所の長、児童相談所の所長又は市町村の長は、速やかに、都道府県知事に通知しなければならない。

(都道府県児童福祉審議会)

第33条の15 都道府県児童福祉審議会は、第33条の12第1項の規定による通告又は同条第3項の規定による届出を受けたときは、速やかに、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。

- ② 都道府県知事は、前条第1項又は第2項に規定する措置を講じたときは、速やかに、当該措置の内容、当該被措置児童等の状況その他の厚生労働省令で定める事項を都道府県児童福祉審議会に報告しなければならない。
- ③ 都道府県児童福祉審議会は、前項の規定による報告を受けたときは、その報告に係る事項

について、都道府県知事に対し、意見を述べることができる。

- ④ 都道府県児童福祉審議会は、前項に規定する事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、施設職員等その他の関係者に対し、出席説明及び資料の提出を求めることができる。

(被措置児童等虐待の状況等の公表)

第33条の16 都道府県知事は、毎年度、被措置児童等虐待の状況、被措置児童等虐待があつた場合に講じた措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。

(被措置児童等虐待の調査及び研究等)

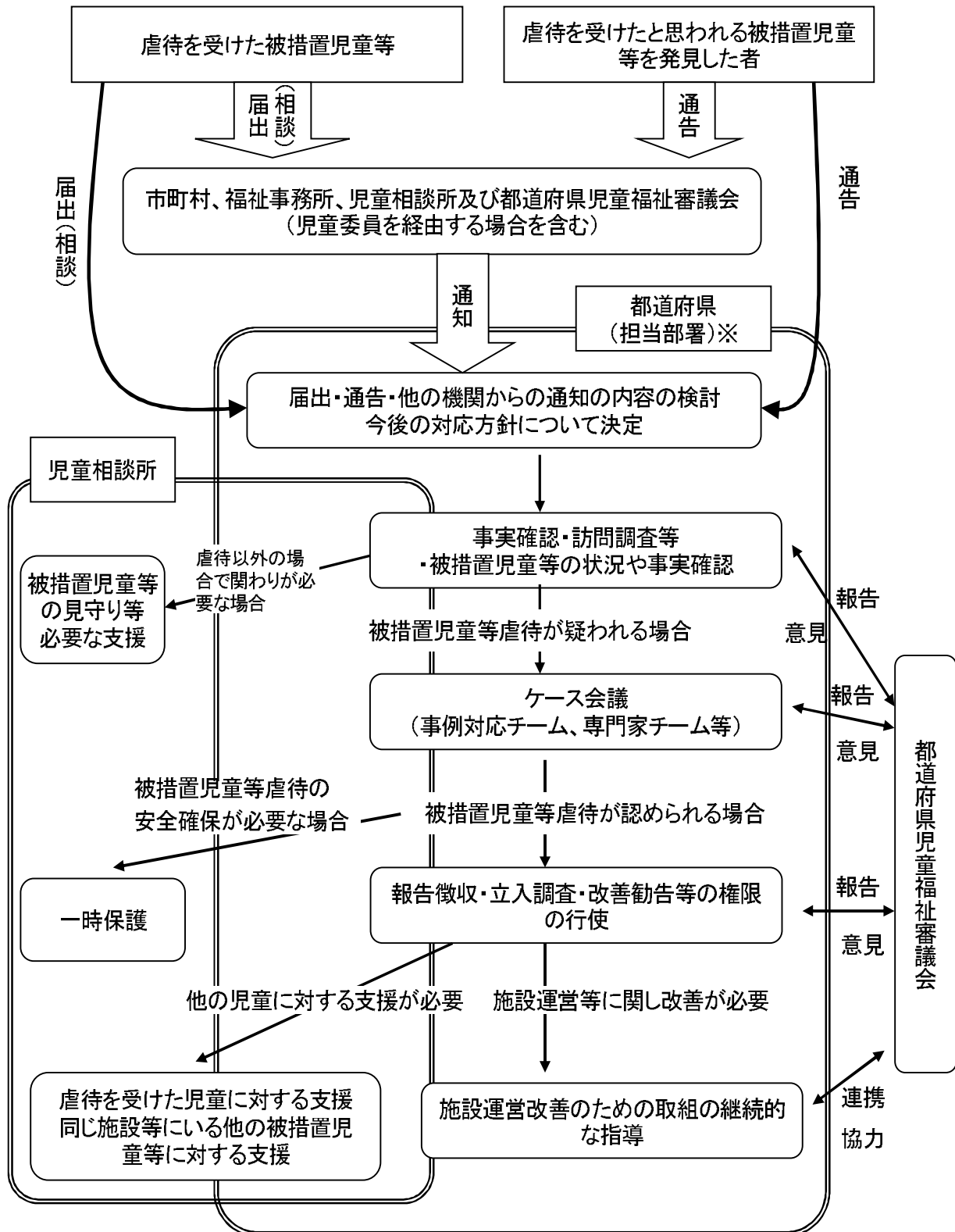
第33条の17 国は、被措置児童等虐待の事例の分析を行うとともに、被措置児童等虐待の予防及び早期発見のための方策並びに被措置児童等虐待があつた場合の適切な対応方法に資する事項についての調査及び研究を行うものとする。

児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）〈抄〉

第36条の30 法第33条の16の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 次に掲げる被措置児童等虐待があつた施設等の区分に応じ、それぞれに定める施設等の種別
 - イ 小規模住居型児童養育事業及び里親 里親等
 - ロ 乳児院、児童養護施設、児童心理療施設及び児童自立支援施設 社会的養護関係施設
 - ハ 障害児入所施設及び指定発達支援医療機関 障害児施設等
 - ニ 法第12条の4に規定する児童を一時保護する施設又は法第33条第1項 若しくは第2項の委託を受けて一時保護を加える者 一時保護施設等
- 二 被措置児童等虐待を行った施設職員等の職種

被措置児童虐待対応の流れ（イメージ）



※ 各都道府県において担当の主担当となる担当部署を定めておく必要があります。

別紙 「子育て短期支援事業の実施について」の一部改正新旧対照表

改正後	現 行
<p>各 都道府県知事 殿</p> <p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p> <p>子育て短期支援事業の実施について</p> <p>児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第3項に規定する市町村が実施する事業（以下「子育て短期支援事業」という。）について、今般、別紙のとおり「子育て短期支援事業実施要綱」を定め、平成26年4月1日から適用することとし、 ついては、管内市町村（特別区及び一部事務組合を含む。）に対して周知をお願いするとともに、本事業の適正かつ円滑な実施に期されたい。</p>	<p>各 都道府県知事 殿</p> <p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p> <p>子育て短期支援事業の実施について</p> <p>児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第3項に規定する市町村が実施する事業（以下「子育て短期支援事業」という。）について、今般、別紙のとおり「子育て短期支援事業実施要綱」を定め、平成26年4月1日から適用することとし、 ついては、管内市町村（特別区及び一部事務組合を含む。）に対して周知をお願いするとともに、本事業の適正かつ円滑な実施に期されたい。</p>
<p>雇児発0529第14号 平成26年5月29日号</p> <p>【一部改正】</p> <p>雇児発0930第16号 平成26年9月30日号</p> <p>【一部改正】</p> <p>雇児発0521第9号 平成27年5月21日号</p> <p>【一部改正】</p> <p>子発0329第27号 平成31年3月29日号</p> <p>令和※※年※※月※※日</p>	<p>雇児発0529第14号 平成26年5月29日号</p> <p>【一部改正】</p> <p>雇児発0930第16号 平成26年9月30日号</p> <p>【一部改正】</p> <p>雇児発0521第9号 平成27年5月21日号</p> <p>【一部改正】</p> <p>子発0329第27号 平成31年3月29日号</p>

改正後	現 行
<p>別紙</p> <p>子育て短期支援事業実施要綱</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 留意事項 (1)～(2) (略)</p> <p>(3) 市町村は、利用の申請があった場合には、速やかに決定を行うこと。 ただし、特に緊急を要する場合にあっては、利用の申請等の手続きは、事後とするなど保護者の利便を考慮し、弾力的な運営に努めること。 なお、ひとり親家庭や低所得世帯（生活保護世帯、市町村民税非課税世帯）、保護者が障害を有する家庭、本事業による支援が児童虐待防止の観点から効果的と考えられる家庭など、特に本事業の利用が必要と考えられる家庭から利用の申請があった場合には、優先的に取り扱うなど特別の配慮をすること。</p> <p>(4)～(5) (略)</p> <p>5～6 (略)</p>	<p>別紙</p> <p>子育て短期支援事業実施要綱</p> <p>1～4 (略)</p> <p>4 留意事項 (1)～(2) (略)</p> <p>(3) 市町村は、利用の申請があった場合には、速やかに決定を行うこと。 ただし、特に緊急を要する場合にあっては、利用の申請等の手続きは、事後とするなど保護者の利便を考慮し、弾力的な運営に努めること。 なお、ひとり親家庭からの利用の申請があった場合には、ひとり親家庭を利用の必要性が高いものとして優先的に取り扱うなど特別の配慮をすること。</p> <p>(4)～(5) (略)</p> <p>5～6 (略)</p>

別紙 「母子家庭等就業・自立支援事業の実施について」の一部改正新旧対照表 (案)

改正後	現 行
雇児発第 0722003 号	雇児発第 0722003 号
平成 20 年 7 月 22 日	平成 20 年 7 月 22 日
雇児発第 0424001 号	雇児発第 0424001 号
平成 21 年 4 月 24 日	平成 21 年 4 月 24 日
雇児発 0325 第 4 号	雇児発 0325 第 4 号
平成 22 年 3 月 25 日	平成 22 年 3 月 25 日
雇児発 0401 第 3 号	雇児発 0401 第 3 号
平成 23 年 4 月 1 日	平成 23 年 4 月 1 日
雇児発 0406 第 8 号	雇児発 0406 第 8 号
平成 24 年 4 月 6 日	平成 24 年 4 月 6 日
雇児発 0516 第 6 号	雇児発 0516 第 6 号
平成 25 年 5 月 16 日	平成 25 年 5 月 16 日
雇児発 0331 第 1 号	雇児発 0331 第 1 号
平成 26 年 3 月 31 日	平成 26 年 3 月 31 日
雇児発 0930 第 1 号	雇児発 0930 第 1 号
平成 26 年 9 月 30 日	平成 26 年 9 月 30 日
雇児発 0410 第 6 号	雇児発 0410 第 6 号
平成 27 年 4 月 10 日	平成 27 年 4 月 10 日
雇児発 0331 第 21 号	雇児発 0331 第 21 号
平成 28 年 3 月 31 日	平成 28 年 3 月 31 日
<u>子発※第※号</u>	雇児発 0331 第 21 号
<u>令和※年※月※日</u>	平成 28 年 3 月 31 日
<p>都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市長</p>	<p>都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市長</p>

改正後	現 行
<p data-bbox="263 1120 295 1534">厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p> <p data-bbox="343 1321 375 1859">母子家庭等就業・自立支援事業の実施について</p> <p data-bbox="478 1120 853 2056">母子家庭の母等は、十分な準備のないまま就業することにより、生計を支えるために十分な収入を得ることが困難な状況にある場合が多いことから、就業支援を柱とした母子家庭等に対する総合的な自立支援策を平成15年度から本格的に展開しているところである。その一環として、母子家庭の母等の就業をより効果的に促進するため、就業相談から技能講習、就業情報の提供に至るまでの一貫した就業支援サービスの提供等を実施するとともに、地域生活の支援や養育費の取り決めなどの専門相談を実施することとし、別紙のとおり「母子家庭等就業・自立支援事業実施要綱」を定め、平成20年4月1日から適用することとしたので、本事業の適正かつ円滑な運営を図られたく通知する。</p> <p data-bbox="869 1120 941 2056">なお、本通知の施行に伴い、平成15年6月24日雇児発第0624001号本職通知「母子家庭等就業・自立支援センター事業の実施について」は、廃止する。</p>	<p data-bbox="263 179 295 593">厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p> <p data-bbox="343 380 375 918">母子家庭等就業・自立支援事業の実施について</p> <p data-bbox="478 179 853 1120">母子家庭の母等は、十分な準備のないまま就業することにより、生計を支えるために十分な収入を得ることが困難な状況にある場合が多いことから、就業支援を柱とした母子家庭等に対する総合的な自立支援策を平成15年度から本格的に展開しているところである。その一環として、母子家庭の母等の就業をより効果的に促進するため、就業相談から技能講習、就業情報の提供に至るまでの一貫した就業支援サービスの提供等を実施するとともに、地域生活の支援や養育費の取り決めなどの専門相談を実施することとし、別紙のとおり「母子家庭等就業・自立支援事業実施要綱」を定め、平成20年4月1日から適用することとしたので、本事業の適正かつ円滑な運営を図られたく通知する。</p> <p data-bbox="869 179 941 1120">なお、本通知の施行に伴い、平成15年6月24日雇児発第0624001号本職通知「母子家庭等就業・自立支援センター事業の実施について」は、廃止する。</p>

改正後	現行
<p>(別紙)</p> <p>母子家庭等就業・自立支援事業実施要綱</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 事業の内容等 (1) センター事業 事業の内容等については次のとおりであり、その実施に当たっては、就業支援事業、就業支援講習会等事業及び就業情報提供事業による一貫した就業支援サービス提供並びに在宅就業推進事業、養育費等支援事業及び面会交流支援事業の実施による総合的な自立支援に努めること。併せて、管内自治体・福祉事務所支援事業及び広報啓発・公聴、ニーズ把握等事業の実施に努め、支援ニーズの把握、相談・支援体制の整備、支援施策の周知等に努めること。</p> <p>ア～カ (略)</p> <p>キ 相談関係職員研修支援事業 都道府県等においては、母子家庭等の相談・支援の中心的な役割を担う母子・父子自立支援員や、母子・父子自立支援員と連携する就業支援専門員その他の相談関係職員の重要性を踏まえ、人材の確保や資質の向上のための研修機会の充実等を図ることが重要である。このため、都道府県等において、主に管内の自治体や福祉事務所の母子・父子自立支援員や就業支援専門員その他の相談関係職員(以下、「相談対応職員」という。)を対象として、自ら研修会等を開催するほか、他の各種研修会等への参加を支援することにより、研修機会を確保することとする。(ア)地域研修会の開催及び研修の受講促進) また、相談支援を行っている家庭の中には、様々な問題を複合的に抱えてお</p>	<p>(別紙)</p> <p>母子家庭等就業・自立支援事業実施要綱</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 事業の内容等 (1) センター事業 事業の内容等については次のとおりであり、その実施に当たっては、就業支援事業、就業支援講習会等事業及び就業情報提供事業による一貫した就業支援サービス提供並びに在宅就業推進事業、養育費等支援事業及び面会交流支援事業の実施による総合的な自立支援に努めること。併せて、管内自治体・福祉事務所支援事業及び広報啓発・公聴、ニーズ把握等事業の実施に努め、支援ニーズの把握、相談・支援体制の整備、支援施策の周知等に努めること。</p> <p>ア～カ (略)</p> <p>キ 相談関係職員研修支援事業 都道府県等においては、母子家庭等の相談・支援の中心的な役割を担う母子・父子自立支援員や、母子・父子自立支援員と連携する就業支援専門員その他の相談関係職員の重要性を踏まえ、人材の確保や資質の向上のための研修機会の充実等を図ることが重要である。このため、都道府県等において、主に管内の自治体や福祉事務所の母子・父子自立支援員や就業支援専門員その他の相談関係職員を対象として、自ら研修会等を開催するほか、他の各種研修会等への参加を支援することにより、研修機会を確保することとする。(ア)地域研修会の開催及び研修受講支援) また、相談支援を行っている家庭の中には、様々な問題を複合的に抱えてお</p>

改正後	現 行
<p>り、就業支援だけでなく様々な関係機関による重層的な支援を講じる必要があるケースがある。こうしたケースにおいて的確な支援を行うためには、就業、福祉、保健・医療などの関係機関の支援者が会してケースに関する情報を共有した上で、認識を共有し、多角的に支援方策について検討することが有効である。このため、本事業においては、困難ケースへの対応方策を関係者が合同で検討する「合同検討会議」を行うことができるとする。(イ) 合同検討会議の開催</p> <p><u>都道府県等は、相談対応職員</u>の専門性や相談窓口対応の質の向上を図る観点から、研修会等の開催や相談対応職員の研修機会の確保に努めるものとし、これらの事業を実施するに当たっては次の事項に留意すること。</p> <p>(ア) 地域研修会の開催及び研修の受講促進</p> <ol style="list-style-type: none"> a 研修会の開催に当たっては、公共職業安定所の協力を得て地域の雇用状況など就業関係の情報を提供することや、地元企業やキャリアコンサルタント等の専門家を活用することが有効であると考えられること。 b 就業支援専門員への研修においては、就業支援のみならず、母子家庭等や他の生活困窮者等を対象とする福祉制度等に関する研修も重要であること。 c 自治体の管内だけを単位とした研修会でなく、例えば、県域を越えた全国的・広域的な研修会や情報交換会も本事業により開催することができること。 d <u>研修の受講促進としては、相談対応職員が研修会等に参加する場合の旅費等の差支援や、研修会等参加期間中の業務を代替する職員の配置等により、研修機会の確保に努めることとする。</u> <p>(イ) 合同検討会議の開催</p> <p>合同検討会議で検討したケースについては、支援の結果や効果について評価を行い、事例集を作成することとし、研修会等で活用するなどにより、地域の相談関係職員の資質向上に生かすこと。</p>	<p>り、就業支援だけでなく様々な関係機関による重層的な支援を講じる必要があるケースがある。こうしたケースにおいて的確な支援を行うためには、就業、福祉、保健・医療などの関係機関の支援者が会してケースに関する情報を共有した上で、認識を共有し、多角的に支援方策について検討することが有効である。このため、本事業においては、困難ケースへの対応方策を関係者が合同で検討する「合同検討会議」を行うことができるとする。(イ) 合同検討会議の開催) これらの事業を実施するに当たっては次の事項に留意すること。</p> <p>(ア) 地域研修会の開催及び研修受講支援</p> <ol style="list-style-type: none"> a 研修会の開催に当たっては、公共職業安定所の協力を得て地域の雇用状況など就業関係の情報を提供することや、地元企業やキャリアコンサルタント等の専門家を活用することが有効であると考えられること。 b 就業支援専門員への研修においては、就業支援のみならず、母子家庭等や他の生活困窮者等を対象とする福祉制度等に関する研修も重要であること。 c 自治体の管内だけを単位とした研修会でなく、例えば、県域を越えた全国的・広域的な研修会や情報交換会も本事業により開催することができること。 d 研修受講支援としては、<u>例えば国が開催する研修等に参加する場合の旅費等を支援することが想定される。</u> <p>(イ) 合同検討会議の開催</p> <p>合同検討会議で検討したケースについては、支援の結果や効果について評価を行い、事例集を作成することとし、研修会等で活用するなどにより、地域の相談関係職員の資質向上に生かすこと。</p>

改正後	現行
ク (略) 6～7 (略)	ク (略) 6～7 (略)

別紙 「ひとり親家庭等日常生活支援事業の実施について」の一部改正新旧対照表

改正後	現 行
<p>各 都道府県知事 指定都市市長 中核都市市長 殿</p> <p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局長 (公印省略)</p> <p>ひとり親家庭等日常生活支援事業の実施について</p> <p>次代の社会を担う子どもへの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律(平成26年法律第28号)により、母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)が改正されたことに伴い、別紙「ひとり親家庭等日常生活支援事業実施要綱」を定め、平成26年10月1日から適用することとしたので、本事業の適正かつ円滑な運営を図られたく通知する。</p> <p>また、貴管内の母子・父子福祉団体等の関係者に対して周知徹底を図られるとともに、都道府県知事におかれは、貴管内の市町村(特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。)に対する周知につき配慮願いたい。なお、本通知の施行に伴い、平成15年6月18日雇児発第0618003号本職通知「母子家庭等日常生活支援事業の実施について」は廃止する。</p>	<p>各 都道府県知事 指定都市市長 中核都市市長 殿</p> <p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局長 (公印省略)</p> <p>ひとり親家庭等日常生活支援事業の実施について</p> <p>次代の社会を担う子どもへの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律(平成26年法律第28号)により、母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)が改正されたことに伴い、別紙「ひとり親家庭等日常生活支援事業実施要綱」を定め、平成26年10月1日から適用することとしたので、本事業の適正かつ円滑な運営を図られたく通知する。</p> <p>また、貴管内の母子・父子福祉団体等の関係者に対して周知徹底を図られるとともに、都道府県知事におかれは、貴管内の市町村(特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。)に対する周知につき配慮願いたい。なお、本通知の施行に伴い、平成15年6月18日雇児発第0618003号本職通知「母子家庭等日常生活支援事業の実施について」は廃止する。</p>
<p>雇児発0930第13号 平成26年9月30日 一部改正 雇児発0401第30号 平成28年4月1日 一部改正 子発0622第5号 平成30年6月22日 一部改正 子発※※第※※号 令和※※年※※月※※日</p>	<p>雇児発0930第6号 平成26年9月30日 一部改正 雇児発0401第30号 平成28年4月1日 一部改正 子発0622第5号 平成30年6月22日</p>

改正後	現行
<p>(別紙)</p> <p>ひとり親家庭等日常生活支援事業実施要綱</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 対象者 対象者は、次に掲げるひとり親家庭等とする。 (1) ひとり親家庭等であって、技能習得のための通学、就職活動等自立促進に必要な事由、又は、疾病、出産、看護、看護、事故、災害、冠婚葬祭、失踪、残業、転勤、出張、学校等の公的行事の参加等社会通念上必要と認められる事由により、一時的に生活援助、保育サービスが必要な家庭等及び生活環境等が激変し、日常生活を営むのに、特に大きな支障が生じている家庭等 (2) 乳幼児又は小学校に就学する児童を養育しているひとり親家庭であって、就業上の理由により帰宅時間が遅くなる場合等（所定内労働時間の就業を除く。）に定期的な生活援助、保育サービスが必要な家庭</p> <p>5～12 (略)</p>	<p>(別紙)</p> <p>ひとり親家庭等日常生活支援事業実施要綱</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 対象者 対象者は、次に掲げるひとり親家庭等とする。 (1) ひとり親家庭等であって、技能習得のための通学、就職活動等自立促進に必要な事由、又は、疾病、出産、看護、看護、事故、災害、冠婚葬祭、失踪、残業、転勤、出張、学校等の公的行事の参加等社会通念上必要と認められる事由により、一時的に生活援助、保育サービスが必要な家庭等及び生活環境等が激変し、日常生活を営むのに、特に大きな支障が生じている家庭等 (2) 未就学児を養育しているひとり親家庭であって、就業上の理由により帰宅時間が遅くなる場合等（所定内労働時間の就業を除く。）に定期的な生活援助、保育サービスが必要な家庭</p> <p>5～12 (略)</p>

別紙 「ひとり親家庭等日常生活支援事業の円滑な運営について」の一部改正新旧対照表

改正後	現 行
<p>都道府県 民生主管部（局）長 殿 指 定 都 市 中 核 市</p> <p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局 家庭福祉課長 （ 公 印 省 略 ）</p>	<p>都道府県 民生主管部（局）長 殿 指 定 都 市 中 核 市</p> <p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局 家庭福祉課長 （ 公 印 省 略 ）</p>
<p>ひとり親家庭等日常生活支援事業の円滑な運営について</p> <p>ひとり親家庭等日常生活支援事業については、「ひとり親家庭等日常生活支援事業の実施について」（平成26年9月30日雇児発0930第13号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。以下「局長通知」という。）により通知されたところであるが、次の事項について留意のうえ、事業の適正かつ円滑な運営を図られたい。また、管内市の母子・父子福祉団体等の関係者に対して周知を図られるとともに、都道府県民生主管部（局長におかれたいは、貴管内の市町村（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。）に対する周知について、併せてお願いする。 なお、この通知は、平成26年10月1日から適用する。 おつて、平成15年6月18日雇児福発第0618001号本職通知「母子家庭等日常生活支援事業の円滑な運営について」はこれを廃止する。</p>	<p>ひとり親家庭等日常生活支援事業の円滑な運営について</p> <p>ひとり親家庭等日常生活支援事業については、「ひとり親家庭等日常生活支援事業の実施について」（平成26年9月30日雇児発0930第13号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。以下「局長通知」という。）により通知されたところであるが、次の事項について留意のうえ、事業の適正かつ円滑な運営を図られたい。また、管内市の母子・父子福祉団体等の関係者に対して周知を図られるとともに、都道府県民生主管部（局長におかれたいは、貴管内の市町村（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。）に対する周知について、併せてお願いする。 なお、この通知は、平成26年10月1日から適用する。 おつて、平成15年6月18日雇児福発第0618001号本職通知「母子家庭等日常生活支援事業の円滑な運営について」はこれを廃止する。</p>

改正後	現 行
<p>1～3 (略)</p> <p>4 家庭生活支援員の派遣等の手続について (1) 派遣等対象家庭名簿に登載されている家庭等から、家庭生活支援員の派遣等の要請があった場合には、当該要請の内容を確認の上、できの限り速やかに家庭生活支援員の派遣等の要否を審査し、必要と認められる場合には、利用者へ通知すること。家庭生活支援員に必要な便宜の依頼を行うものとする。</p> <p>乳幼児又は小学校に就学する児童を養育するひとり親家庭に対する定期的な派遣等については、当該ひとり親家庭が親族の支援を受けけることが困難である場合など、真に派遣等により生活援助、保育サービスが必要な場合のある家庭に対して行うものとする。</p> <p>ただし、緊急を要する場合には、手続き等なるなど弾力的な運用を行って差し支えないものとする。</p> <p>(2) 家庭生活支援員の派遣等を行う場合には、便宜の内容及びに費用負担の額を決定し、併せて利用者に通知するものとする。</p> <p>5～7 (略)</p> <p>(別紙1) (略)</p> <p>(別紙2) (略)</p> <p>(別紙3) (略)</p>	<p>1～3 (略)</p> <p>4 家庭生活支援員の派遣等の手続について (1) 派遣等対象家庭名簿に登載されている家庭等から、家庭生活支援員の派遣等の要請があった場合には、当該要請の内容を確認の上、できの限り速やかに家庭生活支援員の派遣等の要否を審査し、必要と認められる場合には、利用者へ通知すること。家庭生活支援員に必要な便宜の依頼を行うものとする。</p> <p>未就学児を養育するひとり親家庭に対する定期的な派遣等については、当該ひとり親家庭が親族の支援を受けることが困難である場合など、真に派遣等により生活援助、保育サービスが必要な場合など弾力的な運用を行って差し支えないものとする。</p> <p>(2) 家庭生活支援員の派遣等を行う場合には、便宜の内容及びに費用負担の額を決定し、併せて利用者に通知するものとする。</p> <p>5～7 (略)</p> <p>(別紙1) (略)</p> <p>(別紙2) (略)</p> <p>(別紙3) (略)</p>

別紙 「ひとり親家庭等生活向上事業の実施について」の新旧対照表

改正後	現行
<p>都道府県知事 指定都市市長 各 中核市市長 殿</p> <p>雇用発0401第31号 平成28年4月1日号 一部改正 令和元年7月4日号 一部改正 <u>令和※年※月※日</u></p> <p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局長 (公印省略)</p> <p>ひとり親家庭等生活向上事業の実施について</p> <p>標記について、別紙「ひとり親家庭等生活向上事業実施要綱」を定め、平成28年4月1日から適用することとしたので、本事業の適正かつ円滑な実施を図られたく通知する。 都道府県知事におかれては、貴管内の市町村（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。）に対する周知につき配慮願いたい。 なお、本通知の施行に伴い、平成26年9月30日雇発第12号「ひとり親家庭生活向上事業の実施について」は廃止する。</p>	<p>都道府県知事 指定都市市長 各 中核市市長 殿</p> <p>雇用発0401第31号 平成28年4月1日号 一部改正 令和元年7月4日号</p> <p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局長 (公印省略)</p> <p>ひとり親家庭等生活向上事業の実施について</p> <p>標記について、別紙「ひとり親家庭等生活向上事業実施要綱」を定め、平成28年4月1日から適用することとしたので、本事業の適正かつ円滑な実施を図られたく通知する。 都道府県知事におかれては、貴管内の市町村（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。）に対する周知につき配慮願いたい。 なお、本通知の施行に伴い、平成26年9月30日雇発第12号「ひとり親家庭生活向上事業の実施について」は廃止する。</p>

改正後	現 行
<p>(別紙)</p> <p>ひとり親家庭等生活向上事業実施要綱</p> <p>第1～3 (略)</p> <p>第4 事業の内容等 この事業は、次の1及び2の事業について、地域の実情に応じて選択実施できるものとする。</p> <p>1 ひとり親家庭等生活支援事業 (1)～(2) (略) (3) 事業内容 事業内容は、次の①～⑤とし、地域の実情に応じて選択実施することができる。</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ <u>母子生活支援施設を活用し、短期間の施設利用による子育てや生活一般等に関する相談や助言の実施、ひとり親家庭の状況に応じた各種支援の情報提供、必要に応じて施設入所に関する福祉事務所等関係機関との連絡・調整を行う事業（以下、「短期施設利用相談支援事業」という。）</u></p> <p>(4) 実施方法等 ①～④ (略)</p> <p>⑤ <u>短期施設利用相談支援事業</u> ア <u>事業を実施するにあたり、ひとり親家庭からの相談への対応、福祉事務所やハローワークなどの各種支援機関との連絡調整等を行う者（以下、「調整員」という。）を配置すること。</u> イ <u>調整員は、個々の家庭のニーズを適切に把握するとともに、必要な支援の提供に向けて、各種支援機関との連絡調整や必要に応じて相談窓口へ同行するなど、きめ細かな支援を実施すること。</u> ウ <u>育児や家事などの子育てや生活一般等に関する相談に</u></p>	<p>(別紙)</p> <p>ひとり親家庭等生活向上事業実施要綱</p> <p>第1～3 (略)</p> <p>第4 事業の内容等 この事業は、次の1及び2の事業について、地域の実情に応じて選択実施できるものとする。</p> <p>1 ひとり親家庭等生活支援事業 (1)～(2) (略) (3) 事業内容 事業内容は、次の①～④とし、地域の実情に応じて選択実施することができる。</p> <p>①～④ (略) (新規)</p> <p>(4) 実施方法等 ①～④ (略) (新規)</p>

改正後	現 行
<p>については、母子生活支援施設の機能を十分に活用すること</p> <p><u>エ 施設利用期間はおおむね1週間程度とする。なお、ひとり親家庭が母子生活支援施設への入所を希望する場合は母子生活支援施設での支援が必要な場合は、ひとり親家庭の意向を確認の上、福祉事務所等関係機関への連絡調整等を行うこと。</u></p> <p><u>オ 調整員その他この事業の関係者は、活動支援により得た情報の取扱いについては、秘密保持に十分に配慮すること。</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>2. 子どもの生活・学習支援事業 (1)～(5) (略)</p> <p>第5～6 (略)</p>	<p>(5) (略)</p> <p>2. 子どもの生活・学習支援事業 (1)～(5) (略)</p> <p>第5～6 (略)</p>

別紙 「ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の実施について」の一部改正新旧対照表（案）

現 行	改正後
<p>雇用 発 0410 第 5 号 平成 27 年 4 月 10 日 一部改正 雇用 発 0331 第 19 号 平成 28 年 3 月 31 日 一部改正 雇用 発 0803 第 4 号 平成 30 年 8 月 3 日 一部改正 雇用 発 1115 第 2 号 平成 30 年 11 月 15 日 一部改正 雇用 発 1205 第 2 号 令和 元年 12 月 5 日</p>	<p>雇用 発 0410 第 5 号 平成 27 年 4 月 10 日 一部改正 雇用 発 0331 第 19 号 平成 28 年 3 月 31 日 一部改正 雇用 発 0803 第 4 号 平成 30 年 8 月 3 日 一部改正 雇用 発 1115 第 2 号 平成 30 年 11 月 15 日 一部改正 雇用 発 1205 第 2 号 令和 元年 12 月 5 日 <u>一部改正 子 発 ※ ※ 第 ※ 号</u> <u>令和 ※ 年 ※ 月 ※ 日</u></p>
<p>都道府県知事 指定都市市長 各 中核都市市長 殿</p>	<p>都道府県知事 指定都市市長 各 中核都市市長 殿</p>
<p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局長 (公 印 省 略)</p>	<p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局長 (公 印 省 略)</p>
<p>ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の実施について</p> <p>標記について、別紙のとおり「ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱」を定め、平成27年4月1日から適用することとしたので、本事業の適正かつ円滑な実施を図られたく通知する。</p>	<p>ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の実施について</p> <p>標記について、別紙のとおり「ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱」を定め、平成27年4月1日から適用することとしたので、本事業の適正かつ円滑な実施を図られたく通知する。</p>

改正後	現 行
<p>なお、各都道府県知事におかれましては、貴管内市（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。）及び福祉事務所設置町村に対しては、貴職からこの旨周知されるようお願いする。</p>	<p>なお、各都道府県知事におかれましては、貴管内市（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。）及び福祉事務所設置町村に対しては、貴職からこの旨周知されるようお願いする。</p>

改正後	現行
<p>(別紙)</p> <p>ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱</p> <p>1～5 (略)</p>	<p>(別紙)</p> <p>ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱</p> <p>1 目的</p> <p>ひとり親家庭の自立や生活の安定を図るためには、より良い条件での就業や転職を支援することが必要である。このため、ひとり親家庭の親に対する就業相談や就業支援講習会の実施、就業情報の提供等一貫した就業支援サービスの提供や、自立支援プログラムの策定、公共職業訓練の実施、資格取得を支援するための給付金の支給等を行ってきたところである。</p> <p>しかしながら、ひとり親家庭の親の中には、高等学校を卒業していないことから希望する就業ができないことや安定した就業が難しいなどの支障が生じている。このため、高等学校を卒業していない(中退を含む。)ひとり親家庭の親が、高等学校を卒業した者と同等以上の学力を有すると認められる高等学校卒業程度認定試験(以下「高卒認定試験」という。)の合格を目指す場合において、民間事業者などが実施する対策講座の受講費用の軽減を図るとともに、母子・父子自立支援プログラム策定事業や学習支援ボランティア事業を組み合わせること等により、効果的にひとり親家庭の親の学び直しを支援することとする。</p> <p>また、ひとり親家庭の児童についても、一般世帯に比べ進学率が低い等の課題があることから、本事業による支援を行うこととする。</p> <p>2 給付金の種類</p> <p>(1) 受講修了時給付金 受講修了時給付金は、支給対象者が対象講座の受講を修了した際に支給するものとする。</p> <p>(2) 合格時給付金 合格時給付金は、受講修了時給付金を受けた者が、受講修了日から起算して2年以内に高卒認定試験の全科日に合格した場合に支給するものとする。</p> <p>3 実施主体 実施主体は、都道府県、市(特別区を含む。)及び福祉事務所設置町村(以下「都道府県等」という。)とする。</p>

改正後	現行
<p>4 支給対象者</p> <p>本事業の支給対象者は、ひとり親家庭の親（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条に定める配偶者のない女子及び配偶者のない男子であつて現に20歳未満の児童を扶養している者をいう。）及びひとり親家庭の児童（母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条に定める配偶者のない女子及び配偶者のない男子に扶養されている20歳未満の児童）であつて、次の要件の全てを満たす者とする。ただし、高等学校卒業者及び大学入学資格検定・高卒認定試験合格者など既に大学入学資格を取得している者は対象としない。</p> <p>(1) ひとり親家庭の親が児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得水準にあること。</p> <p>(2) 支給を受けようとする者の就学経験、就業経験、技能、資格の取得状況や労働市場の状況から判断して、高卒認定試験に合格することが適職に就くために必要であると認められる者であること。</p>	<p>4 支給対象者</p> <p>本事業の支給対象者は、ひとり親家庭の親（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条に定める配偶者のない女子及び配偶者のない男子であつて現に20歳未満の児童を扶養している者をいう。）及びひとり親家庭の児童（母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条に定める配偶者のない女子及び配偶者のない男子に扶養されている20歳未満の児童）であつて、次の要件の全てを満たす者とする。ただし、高等学校卒業者及び大学入学資格検定・高卒認定試験合格者など既に大学入学資格を取得している者は対象としない。</p> <p>(1) ひとり親家庭の親が児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得水準にあること。</p> <p>(2) 支給を受けようとする者の就学経験、就業経験、技能、資格の取得状況や労働市場の状況から判断して、高卒認定試験に合格することが適職に就くために必要であると認められる者であること。</p>
<p>6 支給額等</p> <p>(1) 受講修了時給付金</p> <p>受講修了時給付金の支給額は、支給対象者が対象講座の受講のために本人が支払った費用の40%に相当する額とする。ただし、その40%に相当する額が10万円を超える場合は支給額は10万円とし、4千円を超えない場合は受講修了時給付金の支給は行わないものとする。</p> <p>(2) 合格時給付金</p> <p>合格時給付金については、受講修了時給付金の支給を受けた者が受講修了日から起算して2年以内に高卒認定試験に全科目合格した場合に支給する。支給額は支給対象者が対象講座の受講のために本人が支払った費用の20%に相当する額を支給するものとする。ただし、受講修了時給付金と合格時給付金の合計が15万円を超える場合、受講修了時給付金の支給額の合計額は、</p>	<p>5 対象講座</p> <p>本事業の対象講座は、高卒認定試験の合格を目指す講座（通信制講座を含む。）とし、実施主体が適当と認められたものとする。ただし、高卒認定試験の試験科目の免除を受けるために高等学校に在籍して単位を修得する講座を受け、高等学校等就学支援金制度の支給対象となる場合は、本事業の対象としない。</p> <p>6 支給額等</p> <p>(1) 受講修了時給付金</p> <p>受講修了時給付金の支給額は、支給対象者が対象講座の受講のために本人が支払った費用の20%に相当する額とする。ただし、その20%に相当する額が10万円を超える場合は支給額は10万円とし、4千円を超えない場合は受講修了時給付金の支給は行わないものとする。</p> <p>(2) 合格時給付金</p> <p>合格時給付金については、受講修了時給付金の支給を受けた者が受講修了日から起算して2年以内に高卒認定試験に全科目合格した場合に支給する。支給額は支給対象者が対象講座の受講のために本人が支払った費用の40%に相当する額を支給するものとする。ただし、受講修了時給付金と合格時給付金の合計が15万円を超える場合、受講修了時給付金と合格時給付金の支給額の合計額は、</p>

現 行	改正後
<p>15万円とする。</p> <p>7 事前相談の実施</p> <p>(1) 受給要件の審査に際しては、事前に受講希望するひとり親家庭の親又は児童からの相談に応じるとともに受給要件について把握しておくこと。</p> <p>(2) 当該ひとり親家庭の親の希望職種、職業生活の展望等を聴取するとともに、当該ひとり親家庭の親の職業経験、技能、取得資格等を的確に把握し、高卒認定試験に合格することにより、自立が効果的に図られると認められる場合にのみ受講対象とするなど、受講の必要性について十分把握すること。</p> <p>(3) 当該ひとり親家庭の児童の就学、資格取得、就職の展望等を聴取するとともに、当該ひとり親家庭の児童の就学経験、技能、取得資格等を的確に把握し、高卒認定試験に合格することにより、ひとり親家庭の児童の自立が効果的に図られると認められる場合にのみ、受講対象とするなど、受講の必要性について十分把握すること。</p> <p>(4) 高卒認定試験が毎年8月と11月に行われることを当該ひとり親家庭の親又は児童に伝え、受講開始時期や受験する時期等について計画を持って取り組むことができるようにすること。</p> <p>(5) 試験合格までには、様々な課題が生じてくることも想定されることから、本事業の実施自治体が母子・父子自立支援プログラム策定事業を実施している場合には、受講開始から受験後までの間に必要な生活支援、就業支援、各種雇用関係助成金等のメニューを適切に組み合わせて支援できるよう、母子・父子自立支援プログラムを策定して、ひとり親家庭に対して、寄り添い型の支援を行うことを提案すること。</p> <p>(6) 本事業の実施自治体が学習支援ボランティア事業を実施している場合には、ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業を効果的なものとするため、本事業の実施とともに学習支援ボランティア事業において学習の進め方や助言を受けるよう提案すること。</p> <p>(7) 当該ひとり親家庭の親又は児童が受講開始時に入学金や受講料を支払うことが困難である場合には、母子父子寡婦福祉資金の技能習得資金又は修業資金等</p>	<p>15万円とする。</p> <p><u>(3) 令和2年3月31日までに修了した講座に係る上記(1)の受講修了時給付金及び(2)の合格時給付金については、なお従前の例によるものとし、(1)の40%を20%に、(2)の20%を40%に読み替えて支給するものとする。</u></p> <p>7～12 (略)</p>

改正後	現 行
	<p>を紹介すること。</p> <p>(8) 支援対象者が高卒認定試験の全科目に合格することなく受講修了日から起算して2年を経過し、本事業の合格時給付金の支給対象とはなり得ない場合であっても、引き続き高卒認定試験を受験することによって、高卒認定試験の合格者になることは可能であり、ひとり親家庭の自立に資するものの一手段である旨、支援対象者に伝えること。</p> <p>8 受給要件の審査、対象講座の指定等に関する手続き</p> <p>(1) 受給要件の審査、対象講座の指定 本給付金の支給を受けようとする者は、自らが受講しようとする講座について別紙参考様式1「ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業受講対象講座指定申請書」（以下「受講対象講座指定申請書」という。）を提出し、受講開始前にあらかじめ、対象講座の指定を受けなければならない。</p> <p>(2) 都道府県等は、受講対象講座指定申請書を受理した場合、受給要件の審査を行い、速やかに、対象講座の指定の可否の決定をすること。</p> <p>(3) 都道府県等は、この決定を行った場合には、遅滞なく、その旨を当該ひとり親家庭の親に通知しなければならない。なお、当該ひとり親家庭の親又は児童に対象講座の指定を行った場合には、別紙参考様式2「ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業受講対象講座指定通知書」（以下「受講対象講座指定通知書」という。）により当該ひとり親家庭の親又は児童に通知すること。</p> <p>(4) 受講対象講座指定申請書の添付書類 受講対象講座指定の申請には、次の書類等を添えなければならない。 ただし、公簿等によって確認することができる場合は、添付書類を省略して差し支えないこと。 ア 当該ひとり親家庭の親及びその児童の戸籍謄本又は抄本及び世帯全員の住民票の写し イ 当該ひとり親家庭の親に係る児童扶養手当証書の写し（当該ひとり親家庭の親が児童扶養手当受給者の場合。ただし、8月から10月までの間に申請する場合を除く。）又は当該ひとり親家庭の親の前年（1月から7月までの間に申請する場合には、前々年の額とする。）の所得の額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法に規定する70歳以上の同一生計配偶</p>

改正後	現 行
	<p>者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長（特別区の区長を含む。）の証明書（所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る）がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。）</p> <p>ウ 当該ひとり親家庭の親が、寡婦控除又は寡夫控除のみなし適用対象者（児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）第4条第2項第3号に規定する所得割の納税義務者に該当する者をいう。以下同じ。）であるときは、当該ひとり親家庭の親の子の戸籍簿本及び当該ひとり親家庭の親と生計を一にする子の前年の所得の額（1月から7月までの間に申請する場合には、前々年の額とする。）を証明する書類等、当該事実を明らかにする書類</p> <p>(5) 受講対象講座指定申請書の提出期限 本給付金を受けようとする者は、受講対象講座指定申請書を受講開始日以前に提出しなければならない。</p> <p>(6) 受給要件の審査方法 受給要件の審査にあつては、必要に応じて、有識者や就労関係の専門家、母子・父子自立支援員等で構成する審査委員会を設置するなど、その緊急性や必要性について考慮して判定すること。</p> <p>(7) 受給要件の審査に係る留意事項 原則として、過去に本給付金を受給した者には支給しないこととするため、受給要件の審査にあつては、過去の受給の有無について確認すること。</p> <p>(8) 対象講座について ア 対象とする講座の指定については、本人の意向も踏まえつつ、対象とする講座が、当該ひとり親家庭の親又は児童が高卒認定試験に合格するた めに適当であるかも含め審査を行うこと。 また、必要に応じて講座の変更を助言するなどの確かな支援を行うものとする。</p> <p>イ 本給付金の支給を受けようとする者が、過去に高卒認定試験を受け一部の試験科目に合格しているなど高卒認定試験の試験科目の免除を受けられる場合には、必要最小限の科目についての受講となるように助言するなど適切な支援を行うものとする。</p>

改正後	現 行
	<p>9 受講修了時給付金及び合格時給付金の支給等</p> <p>(1) 受講修了時給付金 ア 支給申請 受講修了時給付金の支給を受けようとする者は、対象講座を修了した後に、都道府県等の長に対して、別紙参考様式3「受講修了時給付金・合格時給付金支給申請書」(以下「支給申請書」という。)を提出すること。</p> <p>イ 支給申請後の都道府県等の対応 都道府県等は、当該ひとり親家庭の親又は児童が支給要件に該当しているかを調査し、速やかに支給の可否を決定しなければならない。 都道府県等は、この決定を行ったときは、遅滞なくその旨を当該ひとり親家庭の親又は児童に通知しなければならない。なお、支給決定を行った場合には、支給額を算定し、合わせてこれを本人に通知すること。</p> <p>ウ 支給申請の期限 受講修了時給付金の支給申請は、受講修了日から起算して30日以内に行わなければならない。</p> <p>ただし、やむを得ない事由がある場合には、この限りではない。</p> <p>エ 支給申請の添付書類等 支給申請書の提出に際しては、次の書類を添付しなければならない。 ただし、公簿等によって確認することができる場合は、添付書類を省略させることとして差し支えない。</p> <p>(7) 当該ひとり親家庭の親及びその児童の戸籍謄本又は抄本及び世帯全員の住民票の写し</p> <p>(4) 当該ひとり親家庭の親に係る児童扶養手当証書の写し(当該ひとり親家庭の親が児童扶養手当受給者の場合。ただし、8月から10月までの間に申請する場合を除く。)又は当該ひとり親家庭の親の前年(1月から7月までの間に申請する場合には、前々年の額とする。)の所得の額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法に規定する70歳以上の同一生計配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長(特別区の区長を含む。)の証明書(所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する控除対象扶養親族(19歳未満の者に限る)がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができると書類及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額について)</p>

改正後	現 行
	<p>での市町村長の証明書を含む。) (ウ) 当該ひとり親家庭の親が、寡婦控除又は寡夫控除のみなし適用対象者であるときは、当該ひとり親家庭の親の子の戸籍謄本及び当該ひとり親家庭の親と生計を一にする子の前年の所得の額（1月から7月までの間に申請する場合には、前々年の額とする。）を証明する書類等、当該事実を明らかにする書類</p> <p>(エ) 受講対象講座指定通知書</p> <p>(オ) 受講施設の長が、その施設の修了認定基準に基づいて、受講者の受講の修了を認定する受講修了証明書</p> <p>(カ) 受講施設の長が、受講者本人が支払った経費について発行した領収書</p> <p>(2) 合格時給付金</p> <p>ア 支給申請</p> <p>合格時給付金の支給を受けようとする者は、文部科学省から合格証書が送付された後に、都道府県等の長に対して、支給申請書を提出すること。</p> <p>イ 支給申請後の都道府県等の対応</p> <p>都道府県等は、当該ひとり親家庭の親又は児童が支給要件に該当しているかを調査し、速やかに支給の可否を決定しなければならない。</p> <p>都道府県等は、この決定を行ったときは、遅滞なくその旨を当該ひとり親家庭の親に通知しなければならない。なお、支給決定を行った場合には、支給額を算定し、合わせてこれを本人に通知すること。</p> <p>ウ 支給申請の期限</p> <p>合格時給付金の支給申請は、合格証書に記載されている日付から起算して40日以内に行わなければならない。</p> <p>ただし、やむを得ない事由がある場合には、この限りではない。</p> <p>エ 支給申請の添付書類等</p> <p>支給申請書の提出に際しては、次の書類を添付しなければならない。</p> <p>ただし、公簿等によって確認することができる場合は、添付書類を省略させることとして差し支えない。</p> <p>(ア) 当該ひとり親家庭の親及びその児童の戸籍謄本又は抄本及び世帯全員の写真</p> <p>(イ) 当該ひとり親家庭の親に係る児童扶養手当証書の写し（当該ひとり</p>

改正後	現 行
	<p>親家庭の親が児童扶養手当受給者の場合。ただし、8月から10月までの間に申請する場合を除く。)又は当該ひとり親家庭の親の前年(1月から7月までの間に申請する場合)には、前々年の額とする。)の所得の額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法に規定する70歳以上の同一生計配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長(特別区の区長を含む。)の証明書(所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する控除対象扶養親族(19歳未満の者に限る)がある者)については、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができ、書類及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。)</p> <p>(ウ) 当該ひとり親家庭の親が、寡婦控除又は寡夫控除のみなし適用対象者であるときは、当該ひとり親家庭の親の子の戸籍謄本及び当該ひとり親家庭の親と生計を一にする子の前年の所得の額(1月から7月までの間に申請する場合には、前々年の額とする。)を証明する書類等、当該事実を明らかにする書類</p> <p>(エ) 受講対象講座指定通知書</p> <p>(オ) 文部科学省が発行する合格証書の写し</p> <p>10 留意事項 本事業により、高卒認定試験に合格した者については、母子家庭等就業・自立支援センター事業や高等職業訓練促進給付金等事業等の就業支援等を行うなど、引き続きひとり親家庭の親の自立を促す取組を行うこと。</p> <p>11 周知・広報等 (1) 都道府県等においては、本制度について周知・広報を行い、必要な情報提供を行うとともに、母子・父子自立支援員等と密接な連携を図りながら、必要に応じて受講勧奨を行うなど、ひとり親家庭の親又は児童の就業を支援すること。 (2) 本事業の実施には、修了証明書、領収書等の発行を行う受講施設の協力が不可欠であり、本事業について受講施設が必要な情報については、積極的に提供すること。</p> <p>12 国の補助</p>

現行	改正後
<p>国は、都道府県等が実施する事業について、別に定めるところにより補助する。</p>	

別紙参考様式1

別紙参考様式1

ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業
受講対象講座指定申請書

ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業
受講対象講座指定申請書

都道府県等の長 殿
平成・令和 年 月 日

都道府県等の長 殿
平成・令和 年 月 日

申請者の氏名 (印)

申請者の氏名 (印)

下記の講座を受講したいので、ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の対象講座としての指定を申請します。

下記の講座を受講したいので、ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の対象講座としての指定を申請します。

①氏名 (申請者)	フリガナ	昭和・平成・令和 年 月 日生 (歳)
②児童の氏名 (受講者が児童の場合)	フリガナ	昭和・平成・令和 年 月 日生 (歳)
③住所	(〒 - -) 電話 () - -	
④受講施設の名称	⑤講座の名称	
⑥受講科目	1 2 3 4 5 6 7 8	
⑦試験を免除できる科目		
⑧受講期間 (受講開始日)	平成・令和 年 月 日 ~ 平成・令和 年 月 日	
⑨所要費用 (予定)	入学科 円、受講料 円 合計額 円	
⑩過去の受給の有無	過去にひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業を活用したことがある・ない。	
⑪申請者と生計を一にする子の氏名等	フリガナ 住所 (別居の場合)	昭和・平成・令和 年 月 日生 (歳)
(注8参照)	申請者の地方税上の扶養親族に該当 する・しない。	
⑫児童扶養手当の受給の証明 (備考)	上記申請者は、児童扶養手当を受給していることを証明する。 (担当者氏名) 印	

①氏名 (申請者)	フリガナ	昭和・平成・令和 年 月 日生 (歳)
②児童の氏名 (受講者が児童の場合)	フリガナ	昭和・平成・令和 年 月 日生 (歳)
③住所	(〒 - -) 電話 () - -	
④受講施設の名称	⑤講座の名称	
⑥受講科目	1 2 3 4 5 6 7 8	
⑦試験を免除できる科目		
⑧受講期間 (受講開始日)	平成・令和 年 月 日 ~ 平成・令和 年 月 日	
⑨所要費用 (予定)	入学科 円、受講料 円 合計額 円	
⑩過去の受給の有無	過去にひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業を活用したことがある・ない。	
⑪申請者と生計を一にする子の氏名等	フリガナ 住所 (別居の場合)	昭和・平成・令和 年 月 日生 (歳)
(注8参照)	申請者の地方税上の扶養親族に該当 する・しない。	
⑫児童扶養手当の受給の証明 (備考)	上記申請者は、児童扶養手当を受給していることを証明する。 (担当者氏名) 印	

現行	改正後
<p>(注意)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 支給の対象となるのは、指定受講講座について支払う入学金及び受講料（希望により行われる講座や希望により提供される教材等に要する費用を除きます。以下同じです。） 2 受講修了時給付金の支給の対象となるのは、入学金及び受講料の合計額の2割相当額（10万円を限度）です。また、合格時給付金の支給の対象となるのは入学金及び受講料の合計額の4割相当額（受講修了時給付金と併せて15万円を限度）です。 3 指定申請書に記載された受講開始日や所要費用（予定）については、受講施設に確認をした内容で通知します。 4 免除できる科目とは、過去に高等学校で免除に必要な単位を修得している科目、過去に高卒認定試験で一部科目に合格している科目等です。 5 所要費用については、標準的な金額であり、受講修了後に受講施設より証明された金額に基づき支給額を算定することとなります。 6 受講対象講座の指定後、受講を取りやめた場合、受講の途中でやめた場合は、都道府県等にその旨を報告してください。 7 本事業の給付金の支給を受ける際には、あらかじめ「受講修了時給付金・合格時給付金支給申請書」に添付書類を付けて支給申請手続きを行うことが必要です。 8 「①申請者と生計を一にする子の氏名等」欄は、次の要件に該当し、かつ、生計を一にする子がいる場合に記載してください。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 現に扶養する20歳未満の児童との関係が、母又は父ではない。 (2) 婚姻(※)によらないで母又は父となり、現に婚姻(※)をしていない。 <p>（※）民法（明治29年法律第89号）上の婚姻をいう。）</p> 9 「②児童扶養手当の受給の証明」欄は、都道府県、市及び福祉事務所設置町村の児童扶養手当支給担当者が確認の上、記名押印します。その場合、児童扶養手当証書を添付する必要があります。 	<p>(注意)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 支給の対象となるのは、指定受講講座について支払う入学金及び受講料（希望により行われる講座や希望により提供される教材等に要する費用を除きます。以下同じです。） 2 受講修了時給付金の支給の対象となるのは、入学金及び受講料の合計額の2割相当額（10万円を限度）です。また、合格時給付金の支給の対象となるのは入学金及び受講料の合計額の4割相当額（受講修了時給付金と併せて15万円を限度）です。 3 指定申請書に記載された受講開始日や所要費用（予定）については、受講施設に確認をした内容で通知します。 4 免除できる科目とは、過去に高等学校で免除に必要な単位を修得している科目、過去に高卒認定試験で一部科目に合格している科目等です。 5 所要費用については、標準的な金額であり、受講修了後に受講施設より証明された金額に基づき支給額を算定することとなります。 6 受講対象講座の指定後、受講を取りやめた場合、受講の途中でやめた場合は、都道府県等にその旨を報告してください。 7 本事業の給付金の支給を受ける際には、あらかじめ「受講修了時給付金・合格時給付金支給申請書」に添付書類を付けて支給申請手続きを行うことが必要です。 8 「①申請者と生計を一にする子の氏名等」欄は、次の要件に該当し、かつ、生計を一にする子がいる場合に記載してください。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 現に扶養する20歳未満の児童との関係が、母又は父ではない。 (2) 婚姻(※)によらないで母又は父となり、現に婚姻(※)をしていない。 <p>（※）民法（明治29年法律第89号）上の婚姻をいう。）</p> 9 「②児童扶養手当の受給の証明」欄は、都道府県、市及び福祉事務所設置町村の児童扶養手当支給担当者が確認の上、記名押印します。その場合、児童扶養手当証書を添付する必要があります。

別紙参考様式2

別紙参考様式2

ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業
受講対象講座指定通知書

ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業
受講対象講座指定通知書

①氏名 (申請者)	カガナ	昭和・平成・令和 月 日生 (歳)	年
②児童の氏名 (受講者が児童の場合)	カガナ	昭和・平成・令和 月 日生 (歳)	年
③住所	(〒 -) 電話 ()		
④受講施設の名称			
⑤講堂の名称			
⑥受講科目	1 2 3 4 5 6 7 8		
⑦試験を免除できる 科目			
⑧受講期間	平成・令和 年 月 日 ~ 平成・令和 年 月 日 (受講開始日)		
⑨所要費用 (予定)	入学科 円、受講料 円	合計額 円	
※			

さきにあなたから提出のありましたひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業受講対象講座指定申請書に基づき審査したところ、上記のとおり指定したので通知します。

令和 年 月 日

都道府県等の長 ㊟

①氏名 (申請者)	カガナ	昭和・平成・令和 月 日生 (歳)	年
②児童の氏名 (受講者が児童の場合)	カガナ	昭和・平成・令和 月 日生 (歳)	年
③住所	(〒 -) 電話 ()		
④受講施設の名称			
⑤講堂の名称			
⑥受講科目	1 2 3 4 5 6 7 8		
⑦試験を免除できる 科目			
⑧受講期間	平成・令和 年 月 日 ~ 平成・令和 年 月 日 (受講開始日)		
⑨所要費用 (予定)	入学科 円、受講料 円	合計額 円	
※			

さきにあなたから提出のありましたひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業受講対象講座指定申請書に基づき審査したところ、上記のとおり指定したので通知します。

令和 年 月 日

都道府県等の長 ㊟

現 行	改正後
<p>(注) 支給の対象となるのは、指定対象講座の受講について支払う入学金及び受講料（希望により行われる講座や希望により提供される教材等に要する費用を除きます。以下同じです。）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 受講修了時給付金の支給の対象となるのは、入学金及び受講料の合計額の2割相当額（10万円を限度）です。また、合格時給付金の支給の対象となるのは入学金及び受講料の合計額の4割相当額（受講修了時給付金と併せて15万円を限度）です。 2 免除できる科目とは、過去に高等学校で免除に必要な単位を修得している科目、過去に高卒認定試験で一部科目に合格している科目等です。 3 所要費用については標準的に予定される金額であり、受講修了後に受講施設より証明された金額に基づき支給額を算定することとなります。 4 受講対象講座の指定後、対象講座の受講を取りやめた場合、受講の途中でやめた場合は、都道府県等にその旨を報告していただく必要があります。 5 本事業の給付金の支給を受ける際には、あらかじめ「受講修了時給付金・合格時給付金支給申請書」にこの通知を含む添付書類を付けて支給申請手続きを行うことが必要です。 	<p>(注) 支給の対象となるのは、指定対象講座の受講について支払う入学金及び受講料（希望により行われる講座や希望により提供される教材等に要する費用を除きます。以下同じです。）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 受講修了時給付金の支給の対象となるのは、入学金及び受講料の合計額の2割相当額（10万円を限度）です。また、合格時給付金の支給の対象となるのは入学金及び受講料の合計額の4割相当額（受講修了時給付金と併せて15万円を限度）です。 2 免除できる科目とは、過去に高等学校で免除に必要な単位を修得している科目、過去に高卒認定試験で一部科目に合格している科目等です。 3 所要費用については標準的に予定される金額であり、受講修了後に受講施設より証明された金額に基づき支給額を算定することとなります。 4 受講対象講座の指定後、対象講座の受講を取りやめた場合、受講の途中でやめた場合は、都道府県等にその旨を報告していただく必要があります。 5 本事業の給付金の支給を受ける際には、あらかじめ「受講修了時給付金・合格時給付金支給申請書」にこの通知を含む添付書類を付けて支給申請手続きを行うことが必要です。

ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業
給付金支給申請書

都道府県等の長 殿

平成・令和 年 月 日

申請者の氏名 印

受講修了時給付金
合格時給付金 } の支給を受けたいので下記により申請します。
※いずれかに○をつけること。

①氏名 (申請者)	カガナ	昭和・平成・令和 年 月 日生 (歳)
②児童の氏名 (受講が別座の場合)	カガナ	昭和・平成・令和 年 月 日生 (歳)
③住所	(〒 -)	電話 () -
④受講施設名称	⑤講座の名称	
⑥受講科目	1 2 3 4 5 6 7 8	
⑦試験を免除できる 科目		
⑧受講期間 (受講開始日)	平成・令和 年 月 日 ~ 平成・令和 年 月 日	
⑨所要費用	入学科 円、受講料 円	合計額 円
⑩希望する支払金融 機関	金融機関名	口座の種類 普通・当座・その 他
	支店名	口座番号
口座名義 (フリガナ)		
⑪申請者と生計を一 にする子の氏名等 (注5参照)	カガナ	昭和・平成・令和 年 月 日生 (歳)
	住所 (別居の場合)	
申請者の地方税上の扶養親族に該当 する・しない。		
⑫児童共養手当の受 給の証明 (備考)	上記申請者は、児童共養手当を受給していることを証明する。 (担当者氏名) 印	

(注意)

- 1 受講修了時給付金の支給申請期間は、受講終了日から起算して30日以内です。
- 2 合格時給付金の支給申請期間は、合格証書に記載されている日付から起算して40日以内です。
- 3 合格時給付金の支給申請における所要費用については、受講修了時給付金の算定基礎となった入学科、受講料を記入してください。
- 4 免除できる科目とは、過去に高等学校で免除に必要な単位を修得している科目、過去に高卒認定試験で一部科目に合格している科目等です。
- 5 「①申請者と生計を一にする子の氏名等」欄は、次の要件に該当し、かつ、生計を一にする子がいる場合に記載してください。
 - (1) 現に扶養する20歳未満の児童との関係が、母又は父ではない。
 - (2) 婚姻(※)により、現に婚姻(※)をしていない。
(※)民法(明治29年法律第89号)上の婚姻をいう。)
- 6 「②児童扶養手当の受給の証明」欄は、都道府県、市及び福祉事務所設置町村の児童扶養手当支給担当者が確認の上、記名押印します。その場合、児童扶養手当証書を添付する必要があります。